

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成25年12月5日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
  
- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
初めに、6番、堀議員の一般質問を行います。  
6番、堀議員。
  
- 堀議員 おはようございます。さきに通告しました通告書に基づきまして、次の3点について質問させていただきます。  
1点目です、土砂災害から生命・財産を守るために近年、自然環境の変化に起因すると思われる異常気象が日本国内で多発しており、各地で豪雨や竜巻などにより局地的に大きな被害をもたらしております。  
厚岸町においても、去る9月16日の台風18号による豪雨やダウンバーストは観測史上類を見ない異常気象で、雨量に限っては、日200.5ミリもの雨量が実質、午後4時から午後9時までの6時間に176ミリも降る、まさに異常な状態を体験し、このときの土砂災害被害等はさきの臨時会でも行政報告があったばかりであります。  
そこで、このような被害をもたらすであろう異常気象の発生頻度がこれからは多くなることも予想され、私たちの生命・財産を守る上で次のことを質問いたします。  
ア、町内で土砂災害発生のおそれがある危険箇所は何カ所か、また、その箇所に住んでいる対象住人は何件、何人なのか。土砂災害防止法による区分、分類ごとに明示願いたいと思います。  
イ、全町の中でも前述した危険箇所にいる住民に対しては、豪雨時の危険情報の周知が急がれると思われまます。従来はどのようにしていたのか、また、これからはどのようにしていくのかをお伺いいたします。  
ウ、地震や噴火などの突発的な災害と違い、台風や集中豪雨等、ある程度予測が可能な異常気象においては早目早目の対処が可能と考えます。そこで、災害発生予測の数日前から災害発生に備える災害タイムラインという考え方がありますが、厚岸町において

はこの考え方を導入、実践していく考え方はないのかをお伺いいたします。

大きな二つ目といたしましては、土地改良施設の維持管理についてであります。

尾幌地区には、国営直轄明渠排水事業等の国営事業によって造成された農業用排水路等の土地改良施設が多数存在しております。それらは、土地改良法第94条の6により国から管理の委託を受けているが、現状を見た中では決して良好な維持管理がされているとは思いません。

低位農地が多く、排水能力の低い尾幌地域においては排水路の適正な維持管理が必要と思うことから、次のことを質問いたします。

ア、経常経費としての計画的な管理計画を立てていくべきと思うがどうかであります。

大きな3点目は、海岸堤防等の設計高が変わることについてお伺いいたします。

北海道は昨年6月、「北海道地域防災計画の一部修正」を行いまして、最大クラスの津波（L2津波）に対しては、住民避難を軸とした総合的な対策を講じることとし、また最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しましては、これは以下、L1津波と言わせていただきますけれども、対しましては海岸保全施設等の整備をメインとした対策を進めることとし、このL1津波への対策として今般、北海道太平洋沿岸への設計津波水位が設定されました。

そのほとんどは、従来の海岸堤防よりも高く、このことは今まで整備してきた海岸保全施設の改良も含め、今後の保全事業の推進に大きな問題を生じると思われることから、次のことを質問いたします。

ア、町内建設海岸及び漁港海岸のうち、保全対象海岸延長と従来設計による整備済み延長はどれだけあるのかをお伺いします。

イ、L1津波の発生頻度を考えると、新設計高の整備を急ぐべきで北海道による従来と同じぐらいの事業費投下では間に合わないと考えます。今後は、PFIの活用はもちろんのこと、町も単独事業を行い、整備スピードを上げていくと思うがどうかであります。

以上であります、よろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

6番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「土砂災害から生命・財産を守るために」のうち、初めに「町内で土砂災害発生のおそれがある危険箇所は何カ所か、またその箇所に住んでいる対象住人は何件、何人なのか、土砂災害防止法による区分、分類ごとに明示願いたい」についてであります。平成15年3月に国土交通省が好評した厚岸町の土砂災害危険箇所の区分により申し上げます。なお、土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3区分となっております。

また、対象住家数については、平成13年の調査当時の数値であると、危険箇所の区分において重複している住家があること、さらに対象人口については平成22年の国勢調査における1世帯の平均人数を2.48人を住家数に乗じて得た数であることをあらかじめご

承知おきください。

それでは、区分ごとの数値を申し上げます。

まず、土石流危険渓流については55渓流で、対象住家数が約200戸、対象人口が約500人、次の地滑り危険箇所については5カ所で、対象住家数が約60戸、対象人口が約150人、最後の急傾斜地崩壊危険箇所については69カ所で、対象住家数が約1,000戸、対象人口が約2,480人となっております。

なお、この土砂災害危険箇所については、当時の建設省の調査要領、点検要領により北海道が実施した調査で判明した土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所を言うものであり、また土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に位置づけられたものではなく、土砂災害防止法第2条の土砂災害の定義にある山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう土石流、土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象、またはこれに伴って移動する自然現象をいう地滑り傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう急傾斜地の崩壊により区分されたものであることを申し添えます。

次に、「全町の中でも前述の危険箇所にいる住民に対しては、豪雨時の危険情報の周知が急がれると思うが、従来はどのようにしていたのか、またこれからはどのようにしていくのか」についてであります。これら危険箇所の対象地区が多数あり、また広範囲にわたるため、従来からその対象地区、対象住民に限定した情報伝達、周知を行ってきっておりません。

今後、これまでと同様に防災行政無線とIP告知端末による放送や緊急速報メールにより、全地区の町民を対象に速やかな情報の伝達を行うとともに、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、「地震や噴火等の突発的な災害と違い、台風や集中豪雨など、ある程度予測が可能な異常気象においては早目早目の対処が可能と考える。そこで災害発生予測の数日前から災害発生に備える「災害タイムライン」という考え方があるが、厚岸町においてはこの考え方を導入、実践していく考えはないか」についてであります。 「災害タイムライン」については、東日本大震災以降、地震・津波に対する防災・減災対策として取り上げられたことに加え、特に近年、多発している台風や爆弾低気圧に伴う豪雨、暴風雨による災害への対策の一つとしても注目されていることは承知しております。

また、この「災害タイムライン」は、今、申し上げたとおり、地震・津波・水害など、全ての災害に通ずるもので、台風や集中豪雨など、事前準備型の災害が発生した場合に、特に有効なものであるとも言われております。

その内容については、これまで厚岸町が行ってきた災害対応とほぼ同様の内容となっております。 今後はこのたびの台風18号のような災害が多くなると考えられますし、災害対応の手順の参考としてマニュアル化しておくことは普通なことと考えますので、他市町村の先進事例も参考にしながら、導入に向け検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の土地改良施設の維持・管理について「経常経費として計画的な管理計画を立てていくべきと思うがどうか」についてであります。 現在、土地改良法第94条の第6第1項及び同法施行令第56条の規定に基づき、国から当町へ管理委託されてい

る土地改良財産は、昭和37年から平成8年までに国営直轄明渠排水事業で整備された明渠排水路が9本、延長は2万2,909.73メートル、平成5年から12年までに、国営農地再編整備事業で整備された明渠排水路が14本、延長は1万2,410.51メートル、合計で23本、総延長3万5,320.24メートルと、膨大な延長となっております。

管理委託の内容については、管理方法書によって定められており、担当者を決め、常時、水路を巡視し、障害物の除去や雑草、雑木を除去すること、受益者の協力を得て必要に応じのり面の草刈り、床ざらいをすることなどが求められております。

実際の維持管理の状況については、これら明渠排水路は古いものでは50年前から整備が始められ、新しいものでも完成後12年を経過して、雑草や雑木もかなり繁茂している状況にあり、さらには35キロメートル以上にも上る延長のため、維持・管理としては大雨の後に災害が予想されるような場所を限定し、見回る程度の取り組みに始終しているのが現状となっております。

一般の台風18号によるポン尾幌排水路の被災状況を見ると、やはり維持管理の必要性を改めて認識しているところではありますが、現実的には全ての延長を見回るだけでも難しい状況にありますので、今後の対応としては区分を分けて見回りを行い、その上で必要に応じて予算措置を行うなどにより維持管理を進めていく必要があると考えているところでもあります。

また、維持管理、費用の問題については、管理委託を受けている市町村共通の課題であり、釧路開発建設部主催の管理受託者会議においても、各市町村から維持管理費用に国の支援が受けられる制度の新設要望が出されておりますので、他市町村と連携し、引き続き国に要望していきたいと考えております。

続いて、3点目の海岸堤防等の設計が変わることについてのうち、初めに「町内建設海岸及び漁港海岸のうち、保全対象海岸延長と従来設計による整備済延長はどれだけか」についてであります。厚岸町内の建設海岸は厚岸漁港区域及び床潭漁港区域を除き、末広、小島、床潭、筑紫恋、愛冠、大黒島のそれぞれの海岸が対象となり、総延長は2万5,406メートルで、保全対象となる海岸保全区域に指定されている海岸の延長は6,303メートルとなっております。

このうち、従来設計による整備済み延長については、海岸保全区域内には護岸が2,164メートル、突堤が519メートル、離岸堤が2,063メートル、消破堤が2,064メートル、合計で6,810メートルとなっておりますが、実際は海側の離岸堤と陸側の護岸のように保全対象に重複する部分があることから、実際に保全される海岸の有効延長は4,291メートルとなっております。

次に、漁港海岸については、厚岸漁港及び床潭漁港の区域内にある海岸が対象となり、総延長は2万1,650メートルで、保全対象となる海岸保全区域に指定されている海岸の延長は1万4,930メートルとなっております。

このうち、従来設計による整備済延長については、海岸保全区域内には護岸が6,437メートル、突堤が538メートル、離岸堤が5,658メートル、消破堤が629メートル、合計で1万3,262メートルとなっておりますが、実際は建設海岸と同様に保全対象に重複する部分があることから、実際に保全される海岸の有効延長は1万1,561メートルとなっております。

次に、「L1津波の発生頻度を考えると新設計高の整備を急ぐべきで、北海道による従

来と同じ水位の事業投下では間に合わないため、P F I の活用はもちろんのこと、町も単独事業を行い、整備のスピードを上げていくべきと思うがどうか」についてであります。現在、北海道ではL 1 津波に対応する施設整備に反映させるため、平成15年に策定した十勝釧路沿岸海岸保全協議計画の変更手続きを進めており、その変更案には地震発生時における津波からの浸水被害を防護するための護岸を整備すると明記されたほか、防護すべき地域を従来の高潮によって浸水する区域から、L 1 津波が発生した際の浸水区域を想定した内容への変更をするとともに、防護水準に津波に関する内容を追加し、海岸堤防等の高さを検討する上での目安となる「設計津波水位」を設定したものとなっております。

計画の変更の際し、当町に対しても意見照会がありましたが、変更内容の重要性を考え、照会時の変更案に追加されていない箇所でもL 1 津波による浸水のおそれがある箇所については、追加を要望したところであります。

しかしながら、現在の建設海岸及び漁港海岸のうち、住宅が張りつき、漁業活動のために使用している海岸については基本的に関係者護岸や消破堤等、何らかの海岸保全施設の整備が行われておりますので、漁業者からはこれ以上、護岸を高くすることについては船の上げおろし等、漁業活動に支障があるので望んでいないという話も聞いております。

こうしたことも踏まえ、今後、L 1 津波を想定した護岸の整備については、その必要性について厚岸漁港及び北海道と連携し、漁業者を含め検討を進めていく必要があると考えております。

また、整備費用の問題であります。現在、厚岸町内における海岸保全事業に対する海岸保全施設整備の要望件数は建設海岸で18件、漁港海岸で17件あり、海岸管理者である北海道に対し要望を続けておりますが、整備費用については限られた予算のため、実際はなかなか進まない状況にあります。

現状の要望でもこの状況であり、L 1 津波に対応した護岸の整備を行う場合、かかる整備費用は膨大となることが予想され、整備にはさらに時間を要することが想定されません。

ご提案のP F I の活用については、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるP F I 法が施行され、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うというものは北海道においても平成13年3月に道におけるP F I 導入のための指針を策定し、毎年、各分野でのP F I の活用を検討していると聞いておりますが、実際の活用は公園施設の整備と管理運営1件のみで、海岸保全施設の整備には活用されておられません。

これは、従来型の整備手法により北海道が事業を行う場合と、民間事業者が行う場合を比較して、北海道が負担するコストの低下やサービスの向上が図られるといったP F I のメリットが見込めないということではありますが、当町としても同様にP F I の活用は考えておりません。

また、町単独事業による整備については、公共海岸の管理者が海岸法の規定により、都道府県知事となっております。

津波を想定した護岸等の整備については、町民の生命と財産を守る上で非常に重要な

課題であります、整備には多額の費用を要することから基本的には海岸管理者である北海道へ早期の整備を要望していくことが第一であると考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。

それではまず、1点目の土砂災害から生命・財産を守るためにということで質問をさせていただきます。

答弁の中では、確かにこの土砂災害防止法がつくられたときの調査というのが平成13年くらいにあったのですけれども、対象住戸数というのがその当時の数字しかないといった中ではどのようなものなのかなと思うのです。実際には、土砂災害防止の中に1類、2類、3類といった中での区分けというのがありますが、答弁の中にはないので、もし補足するようなことがあれば、私は区分、分類というふうに聞いていますので、この分類についてわかれば教えていただきたいなと思うのですけれども、いずれにしても今現在の数字ではないのです、人口も減って行って住戸数もどんどん減って行ってという中では、対象戸数というのもだんだん減って行ってはいると思うのです。実際に何戸があって、何件が危険で、そこには何人が住んでいるのか、これはやはり私は自治体としてしっかり押さえておくべきではないのかなと思います。

北海道、国がこの土砂災害防止法による危険区域なりをつくったから、それは北海道や国がつくったから町村が知らないよというふうには私はならないと思いますので、しっかりとした把握というものが必要と思います。

今回のこの9月16日の台風18号において、例えばこの豪雨、大変ひどい豪雨だったのですけれども、土砂災害の警戒情報というのが6時45分に釧路根室地方土砂災害警戒情報第1号というのが釧路地方気象台から発表されています。第2号というのが、それから30分後の19時15分に土砂災害警戒情報というのが出されている。また、そのすぐ後に7時25分には記録的短時間の大雨情報というのも出ています。これだけ類を見ない、本当にすごい雨だったわけなのです。

そのように、気象台のほうでも土砂災害の警戒情報を出すといった中で、本来は防止区域なりといった中での防止箇所に入っている住戸、少なくともこれらにだけはまずは危険ですよという周知というものがやはり必要だったのではないかと。土砂災害の土砂災害警戒情報、これが出される時はもうほとんどすごいときだと、2回目が出たときにはどこかでもう発生している、3回目が出たときには人的な被害が発生しているおそれがあるというふうに言われております。1回目が出た段階で少なくとも危険区域を把握しておいた中で、避難を誘導するというか、呼びかけるとか、また周辺に異常がないかとかという確認、これらをやはりしなければならぬ、これからは自治体として考えていかなければならないのではないのかなというふうに思うのです。

それで2点目なのですけれども、2点目は従来はやっていなかった、当然、戸数は把握していないからやっていなかったのはわかるのですけれども、これからは全

序的な防災無線やIP告知と言っておりますけれども、確かに先月の暴風雨のときですか、事前にIP告知で流れましたね、これは9月のこのときのものを受けた中で町としても事前に町民のほうに周知するようになったのだなというふうには私は理解したのですが、やはりそれだけでなくより危険性の高い人方には、やはりより危険性の高い情報というものをやはり流してあげるべきだなというふうには思うのです。

避難場所については、私の後の質問者もされているので、そこに余り触れたくはないのですが、ただやはり事前事前の避難というものを促したり、それは避難は別に避難場所を開設したりとかしなくてもいいと思うのです。友人や知人、親戚のときにあらかじめ行くなり、または役場というのは常に人がいる、例えばこういう豪雨のときには人がいるわけですから、では役場に来てもらう、時間的な余裕さえあればそのようなことだって十分にできると思うのです。それが可能にするのはやはりタイムラインといった中での事前事前の準備というものが必要になっていくというふうにはつながっていくのですが、あと9月16日の台風18号、このときの扱いといった中で、臨時会のほうで行政報告があったのですが、行政報告の中では午後の8時に災害対策本部をつくって、その後、職員の非常招集をして災害に対応をしたというふうになっておりますけれども、ですから先ほど言ったとおり土砂災害の警戒情報、これらが6時45分の段階出ている、このような情報が出た段階でやはり本来であれば設けるべきではないのかなと、私なら思うのです。

終わってしまったことですから、それについてどうこう言っても始まらないと思うのですが、なぜ8時になって招集、ではどこかでもう災害が起きているかもしれないといった中で職員を招集する、もしかしたらその招集した職員が2次災害に遭う可能性だって十分に考えられるわけなのです。

そういった中で、もう事前に職員が周知しておいた中で災害対策というものをやはりすべきではないのかなと、危険なときに、一番降っているとき、8時ですから本来、8時から9時の間という18.5ミリぐらいしか降っていないので、もう本当に小降りになったときなのではあるのですが、ただ豪雨災害というのは当然、それから取水の被害というのは出ることも予想されますから、一番降っているときでなくても。やはり今回の対応、8時に災害対策本部をつくられたという中ではちょっと遅いのではないのかなと、このような豪雨災害が各地でいろいろと報道されて、災害避難の重要性というものもうたわれている中では、やはり事前事前に、それは災害対策本部をつくる町側のほうの事前事前の対応というものを、やはりこれからは考えていかなければならない。それを受けて町民のほうにも事前事前の対策というものを考えというものを持っていったら、山側に住んでいる人であれば、常に裏側の山の状態というものを確認したり、どうしても何か降ってきそうだと、北海道のこちら道東のほうというのは気象的には本州側のほうからの状況というのはよくわかる、そういったものを受けた中ではそういう不安があるときには役場に来ることもいいですし、親戚のところに行ってもらってもいいけれども、早目早目の避難、人命を守るといった中ではこれしかないというふうには思うのです。どんなに土砂災害の防止工事をやって、その裏側から大きくえぐられてしまうような土砂災害が起きた場合については、幾らやってもしょうがないというようなことも言われております。そういったときに、事前事前にやはり逃げるといったものを促すためにも、

もう少し町のほうとしてもその考えというものを持っていただきたいと思います。

3点目のタイムラインについては、今後、検討していくということなので、やはりこの中にぜひとも入れていただきたい、9月16日のこの台風のとき、結果的に町のほうでは避難勧告や避難指示というものは出ませんでした。幸いなことに人的な被害というのもないですし、物的な冠水被害がたくさんあったので物的な被害はたくさんあったのですけれども、人的な被害がなかったのも、それはよかったですけれども、ただやはりこれだけの気象庁からも何回にわたって土砂災害の警戒警報が出る、また記録的短時間大雨情報が出るといったような中では、そこに至る前には避難警報なり指示なりといったものや避難準備情報、避難準備情報自体は災害対策法の中にも組み入れられていないと言われておりますけれども、ただそれについてはやはりその事前の準備情報としても、出し方というものもやはり検討していく、それらをこの災害タイムラインといった中に盛り込んでいく。

私としては、できれば何ミリ以上降る予測のときにはどうするといったものをやはりできればタイムラインの中に盛り込んでもらって、危険性というものの中で把握して対処してもらいたいと思うのですけれども、現在、町の災害対策といった中ではその避難指示や避難勧告というのは町長が出すことになっております。町長がいないときには当然、副町長が出すというふうになっているとは思っているのですけれども、ただ出す基準というものがありません。基準がないといったならば、それは危険性があるという判断だというふうになっているはずなのですけれども、実際に何ミリ降ったときに出すのだというものが機械的に町民にわかるような形の中ではなっていないというもの、何か北海道新聞か何かでたしか全道的な調査をしたときには厚岸町は基準があるのだというふうに掲載していたものですから、厚岸町にはあるんだなと思って、よくよく調べてみたらいやいや数字的な基準というのはないのだと、危険な判断、危険と思われる判断があったときに出すという、それが基準なんだということで、何だこれが基準なのかというふうには私は思ったのですけれども、やはりそういったものの中身含めて、過去についてはとやかくは言えませんが、やはりこれからはタイムラインというものをやはり、タイムライン自体はこれは例えばアメリカのほうでは96時間前ですね、ですから4日間ぐらい前から災害の発生が予測される場合には備えるというようなものなのですけれども、なかなかこの北海道のこちらの道東のほうの気象状況を考えたときに、4日前からどれだけのものが予測できるのかというような難しいとは思っているのですけれども、少なくとも2日前ぐらいには大雨というものが来るのだといったものの把握というものができると思うのです。

前述しますけれども、土砂災害の危険箇所等のやはり事前の見回りや、そして土のうな何かの数の確認から含めて防災資機材の確認、また避難場所についての確認や何かも含めて、やはり事前事前の準備というものをするための災害タイムライン、ぜひ検討して導入していただきたいなというふうに思うのですけれども、これらについてももう一度ご答弁願います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。



●総務課長（會田総務課長） ご質問が多岐にわたっておりますので、若干、抜けがあるかも知れませんが、その辺については後ほどご指摘をいただきたいと思います。

まず、町長のほうからの答弁では3区分についてそれぞれお答えをしたところでありますけれども、さらにその土石流危険渓流、それと地滑り危険箇所、それと急傾斜地崩壊危険箇所、それぞれ箇所数、先ほど町長から答弁があったとおり55カ所、5カ所、69カ所ということになっております。

それをさらに分類をしたものとしては、北海道では保全度1、保全度2、保全度3ということでもさらに区分をしております。それで、土石流危険渓流の保全度1については、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所ということで、人家等が5戸以上ある場所、これを保全度1としております。土石流危険渓流の中では保全度3という区分、この二つの区分になっておまして、保全度3については人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所であっても、人家等が5戸未満である場所ということで、それぞれこの55戸、5カ所のうち、保全度1については22カ所、保全度3については19カ所ということで、当時、平成15年の発表の中では行われております。

地滑り危険箇所については、この分類はございません。

急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、保全度1、これが人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所として、人家等が5戸以上のところ、これが7カ所、保全度2が人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所、5戸未満ということで17カ所、保全度3、これが人家等に被害を及ぼすおそれが少ない箇所ということで、現在、被害が発生する人家等が少ないということで15カ所、それぞれこの69カ所のうち分類がされております。

さらに、これら急傾斜地崩壊危険箇所の中では要注意箇所というものがあります。これについては災害履歴がある場所ということで、厚岸町においては知っているかと思っておりますけれども、これが5カ所、当時の平成15年の国土交通省の発表の中ではあるということでございます。

そこで、対象者への詳細な情報提供ということなんですけれども、特に湖南地区については、この当時、危険箇所として指定したところではお供山の周辺についてはほぼ全域であります。また湖北地区を見ますと住の江、あとは宮園ということになっておりますけれども、あとは苦多、当然ありますが、この湖南地区、ほとんどの箇所、あとは床潭も入ってまいります。末広も入ってまいります。

これらのことを考えますと、そこに集中しての情報というのは、今現在の中で防災無線、IP告知の中でそのような区分がされておられません。ですから、当然、そこに住まわれている方々につきましては、後ろに治山工事を行っているとはいえ危険であることは十分承知の上だということで私どもは考えております。

先ほどご質問者からも言われたとおり、台風18号以降、10月の台風26号から変わった低気圧、さらには11月の低気圧、暴風です、その際にも防災無線、IP告知で情報提供、それと注意喚起行わせていただきましたけれども、このような形でまずは今のところ行っていきいたいというふうに考えております。

確かに平成13年の、実を言うとこれは調査によるものでございます。今現在、北海道でさらにそれを区分した形で、これは土砂災害、法律に基づいて警戒区域、それと特別警戒区域というのをさらに地質なども調査した上での指定を行おうとしております。

町長の答弁でもありましたとおり、この平成13年に行った調査については、あくまでもそれぞれの地域防災計画、各市町村の地域防災計画に基づいたのが主であります。今、北海道が行っている特別警戒区域、順にお供山から始めるということでお聞きをしております。

これが調査終わった段階で町のほうにも報告があることになっておりますので、これについては法律でも定められているとおり、町への事前情報、それとあわせて住民への周知ということも規定をされておりますので、これが指定をされた場合については、その対象となる住民の方々に当然、北海道、町とともに周知を行っていく。さらにはその避難に関する計画というか、ガイドラインというものも定めていかなければならないということになっておりますので、そちらのほうは今後行わなければならないというふうに考えております。

それと、台風18号のときもそうですし、また台風26号から変わった低気圧のときもそうですけれども、それぞれの担当課においてはどこが危険かということは、あらかじめ押さえております。当然、見回りも行っております。ただ、やはりそれぞれ見回りの中で、今回は奔渡7丁目でも山崩れがありましたし、それぞれありましたけれども、これらの情報といいますか、そのときそのときの状況というのは押さえております、また当然、森林室が治山工事を行っておりますので、お供山周辺については森林室でもそのような見回りを行って、そのときそのときの情報を押さえているということでありまして、ただ、これをどのような状況で住民の方々に周知をするかという部分については、もう少し検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、平成15年に発表しましたけれども、この調査は平成13年当時ということであれば、当然、お供山周辺については、治山工事の工法も変わっておりますし、その状況というのは当然変わっています。ですから、今、北海道が調査をしている警戒区域、特別警戒区域については、その当時からは地質も変わっておりますし、治山工事の状況も変わっているということからすると、この辺も含めて北海道のほうには情報を提供していきたいというふうに考えています。

災害タイムラインについては、この後、研究をさせていただきたいと思っております。ただ、町長の答弁でもありましたとおり、やっていることについては行っていること、災害対応については、ほとんど変わったものはありません。ただ、今後このような災害がふえていくことが予想されますので、その辺を紙ベースの中で残していかなければならない、また次の世代にも引き継いでいかなければならないということを考えると、当然、必要になってくるだろうというふうに考えていますし、また避難勧告、これらについては防災計画の中でも警戒態勢をとる場合の基準雨量というものは、これは定めております。前日までの連続雨量が100ミリ以上であった場合ですとか、これを警戒段階とした場合、第1警戒態勢としては24時間雨量が50ミリを超えたときだとかという定めはございますけれども、それに伴っての避難勧告等々、避難指示、これらについての判断基準というのはございません。

本州のほうでは、雨の雨量の多いところではマニュアルガイドラインというのを定めて、それぞれに合ったものを作成をしております。なかなか、その避難勧告、指示というのは津波と違って難しい部分があります。この辺も厚岸町版というものをつくらなければならないだろうと、今回200ミリを超えるような大雨があったと、今後もこのようなものが増える予想もされておりますので、この辺ももう少し研究をさせていただいてどのようなものができるのか。北海道を見渡すと、なかなかこういうものはない、他県では件じたいでガイドライ

ンというものを定めて、各町村に合った形でつくらせているところもあります。この辺ももう少し研究をさせていただきたい。

ただ、マニュアルばかりをつくっても、これが実践に使わなければ、また実践できちんとした職員の行動ができなければ何もならないものになりますので、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。

何とか私たちの生命・財産という姿を守るために、やはり町としても今後も一生懸命頑張っていたいただかなければならないことだとは思いますが、避難や何かについて、当然、経費というものがかるのでしようけれど恐れないで、ぜひとも安全のためには安全に安全を越したことはないとうふうに私だと思っておりますので、そういったものも踏まえながら進めていただきたいなというふうに思います。1点目について終わらせていただきます。残り時間がないので進めますけれども。

2点目です。土地改良施設の維持管理についてです。私のほうで資料のその1として出させてもらいました。これは門静幹線の明渠排水です。これは門静幹線明渠排水、西東橋というところの写真で、右側の写真2枚は、その上流側、下流側ということで写真を撮らせていただいたのですけれども、見てもわかるとおり河床が、もう水が流れている場所が40センチか50センチぐらいしかないような状態です。ここの幹線明渠の排水路自体は、本来は2メートルほどの河床があったはずなのですけれども、これがもう土砂で埋まってしまって、全然、河床が確保できていないような状態だということをおわかっていただくために写真で撮ってきたのですけれども、そしてまた西東橋のこの写真の西東橋とあるところの状態を見てもわかるとおり、この法面、この明渠の場合、この法面もあわせて水路なのです。縦型の水路ではなく、法面も当然、水路断面としてなっていると。この水路断面をまるで覆うように、このように雑木が生えてしまっているといった中で、当然、大雨になって取水が多くなる。

心配するのは、例えば流木などが上流から流れてくる、ここの場合だとそんなに流速が早くはないのかもしれませんが、それでもやはり流木などによって詰まって、そこから水があふれてしまうとか、またその流木が押すことによって付近の農地までも全てえぐってしまうような、起こしてしまうような、そういうような災害というものが発生することも当然、想定されるわけなんです。

この週明けには、この9月の災害の激甚災害に対する査定があるというふうに聞いておりますけれども、ただ、このような維持管理を受けて、このぐらいの維持管理もしてないようなところで災害が起きたとあって、ではそれを国に対して災害が起きたから直してくれよと言えるのかと、本来であればもっときちんと維持管理すれよと、私が財務省の査定官であれば、当然そのように言えるようになるのですけれども、やはりそれについてはもっと考えてもらわなければならないと、35キロ確かにあります。尾幌地域だけで35キロ、つまりそれだけの明渠をつくらなければならないだけ排水管渠というものがよろしくない状態が地域なわけなのです。だからこそ、一層の排水路の管理というも

のが必要だと思うのです。

維持管理については、確かにお金のかかる話ですけれども、それについては交付税のほう、農林水産省のほうでは交付税の中で当然、見ているよというふうにはいるのです。土地改良施設の維持管理に関する地方公共団体の負担については、農業行政費の中の経常経費として単位費用に参入され、農家戸数に応じて普通交付税で措置されていますということで、普通交付税ですから、これに使いなさいというもの、色がないがないわけの中では、なかなか説得力がないのですけれども。ただ何十年もやっていない分というのが恐らく留保というか、貯まっているものだと思ったときには、少なくともこれから毎年、1キロメートルぐらいずつでも維持管理をしていく、草刈り、河床の床ざらいをしていくぐらいのことをやっていっても私はいいいのではないのかなというふうには。35キロいきなり全部やれとは私も言いません、それは無理だと思いますので。例えば高齢者事業団みたいな福祉的な団体などに100メートル、200メートル、もしくは1キロぐらいまでやっていただければいいのですけれども、そういった維持管理をするということをやったり考えていただきたいなというふうには思うのです。これについては、検討もするといった中ではぜひとも新年度予算のほうでもじっくりと見させていただきたいなというふうには思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、3点目で海岸堤防等の設計高ということで、いろいろと出ているのですけれども、要は今までやったことが全部、今までやった基準では全部だめなんだよという話なのです。また新たに全部つくらなければならない、今まで何十年かかってやってきたのかなというような施設、これらを全部やり直さなければならないという重大な問題だと思ふのです。

しかも北海道、福島町から羅臼まで膨大な延長全てを北海道がやるというのは、当然これは無理だと私は思うのです。どんなにやっても100年、200年もかかってしまう、ではその間にL1津波のような津波が一体何回来るのか、私たちは一体何回津波被害を受けなければ海岸堤防を修繕してもらえないのかという話になると思うのです。

少しでもやはり進めなければならない、その気持ちをやはり町として持ってもらいたいのです。確かに海岸法に基づく施工した都道府県であって、負担は国と都道府県が持つことにはなっておりますけれども、ただ海岸事業それでは町村ができないのかなと言えはそんなわけではないとは、確か前のとき、何かのときに答弁を受けたのですけれども、なるほどなと私は思ったのですけれども、そういうようなときに国が、国や北海道にだけ頼るのではなくて町村としてもできる。ただ当然、何億も、1カ所について何億もかかるような工事というものを町村がいきなりやれといたって、これは財政的にも大変だというふうになると思うのですけれども、少なくとも少額で済むような場所とかといったものをやはり町村が独自、進んで率先してやる、そういうものをしていくことによって北海道のほうの、北海道や国の事業費投下というものに促されるのではないのかなと。福島町から、これが順番にもしやられた場合、厚岸町の来るには一体何十年かかる、何百年後になるのかという不安にも思ってしまうので、やはりそのことを考えていただきたいなと思うのです。

ここではPFIということでの民間活力の活用というふうには言わせてもらいますけれども、北海道が金が金がないのはどなたでもわかっていると思うのです。厚岸町も当然、

金はないのですけれども。ただ、厚岸町においては対象となる住民がそこに存在するわけなのですから、そこについてはやはり事業費投下というものをやはり考えるべきだと。海岸法に基づく負担を求めるのであれば、一時的に町村が負担をしておいて、後年時負担を北海道のほうに求めるというような手法、私だと完成PFIというふうに言いたくなるのですけれども、町村がやった負担分を後年時に北海道に求めるとか、そのような手法、できなければ特区でもつくればいいわけなのですから、大変、今は便利な世の中ですから、そういったものを考えてもいいか、少しでも保全事業が進むようにしていただきたいなということで、これをやることによって厚岸町における建設需要の何十年にもわたる確保ができるでしょうし、また海岸事業については地元の業者というものも余り参加していないような実績もあるような中では、このように町村で海岸事業をやることによって、それらの実績を持って北海道の事業や国の事業にも町内の中小業者が入っていけるようにもなるということも期待はできると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

時間がないと思いますので切れてしまうと思うのですけれども、ぜひとも答弁よろしくをお願いします。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 時間がありませんので端的に、今の幹線明渠の関係は、実は国のほうで5年ごとに機能診断調査というのをやっております、その調査の中では5段階で判定をしております。

その中ではSの4という段階で、これはまだ今の段階では通水の阻害要因にはなっていないというような判断を受けておりました、これは5年ごとにやっているということです、その後含めて国のほうに費用の問題もありますので、それらとあわせて費用の要望なんかもしていきながら維持管理はしていく方向で検討していきたいなというふうに思います。

それと海岸堤防の関係につきましては、今、厚岸町の海岸に関する部分では、全てがその基準点を超えてしまっています。ですので、ただ今ここの宮園から白浜、門静にかけても、基準では4.3メートルという設定基準、それから末広、床潭というほうになりますと7メートル、8メートルの設計基準というふうになっております。

そうしますと、今、新しくつくっている護岸でも30センチ足りないというような高さですので、あれは今、4メートル、海拔4メートルの高さで整備していますので、そういうことで、全部足りないというような状況の中で、それと今、そこに張りついている漁業者、住民がいらっしゃいますので、そうするとこの堤防を今の護岸、垂直に立てていますけれども、せり上がりとか、今、設計基準で言っている部分では台形のような形で基準を出しています。

それと、今、厚岸町では緩傾斜護岸ということで宮園なんかを整備していますので、そうしますとその高さまでというふうになってしまいますと、その後ろ側のその民地までずっと伸びていくような形になります。

そういうようなことも考えますと、やはりまずは費用の問題等のお話しもございませ

たが、その前にその地域の方々とのその合意というものを整理をしていかななくてはいけないのではないかなというふうに考えていますので、そういったことで検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、6番、堀議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 さきに通告しております通告書に従い、質問をしたいと思います。

まず1点目でございます、災害に強い町づくりについてであります。

1として、近ごろ異常気象とも言える大型台風や低気圧通過時の強風等により大きな被害をもたらしている。

ア、9月の台風18号の通過で当町も大きな被害が出ており、激甚災害の指定も受けました。どのようなものが対象となったのかをお聞きしたいと思います。

イ、被害に遭った施設はもちろんのこと、道路の横断管や側溝等、今後、改良していかなければならないと考えるがどうか。

2として、これからは冬期間に入りますが、山村地域の暴風雪対策についてお伺いをしたいと思います。

ア、除雪態勢はどうか。

イ、防雪柵の設置状況について。

ウ、防雪時の注意喚起について、周知方法等お聞きしたいと思います。

大きな2番目として消火栓の設置についてであります。

来年度、太田地区には活性化施設が建設されることになっておりますが、消火栓が必要と思われるが町としてはどう考えているのか。

以上の点を質問したいと思います。よろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の災害に強い町づくりについてのうち、初めに「9月の台風18号の通過で本町も大きな被害が出ており、激甚災害の指定も受けた。どのようなものが対象となったのか」についてであります。激甚災害の指定についてはこのたびの台風18号が全国各地に甚大な被害をもたらしたことから、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、平成25年9月15日から同月17日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が10月9日に公布・施行されたところにより指定されたものであります。

激甚災害の指定には、全国的に大きな被害をもたらした、災害を指定する場合と局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村を指定する場合がありますが、今回の場合は全国を対象として台風18号による災害自体が指定されたものであります。

この指定により適用される措置としては、一つ目が法第5条に指定する農地等の災害復旧事業等にかかわる補助の特別措置、二つ目が法第6条に規定する農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特別措置、三つ目が法第24条第2項から4項までに規定する農地等の小災害債にかかわる元利償還金の基準財政需用額への参入等の措置とされております。

また、災害復旧事業にかかわる設計書の作成に要した調査設計費についても、災害復旧事業の補助対象となる措置が加えられることになっております。

このうち、当町の被害については法第5条の規定する農地等の災害復旧事業にかかわる補助率のかさ上げ措置と調査設計費が補助対象となる措置が該当になると見込んでおります。

最終的な補助率は復旧額、受益者等が確定した上で計算されることとなりますが、農地と農業用施設災害が同時にあった場合に、補助率のかさ上げ申請で適用される措置とあわせ、内閣府の資料では全国の過去5年間の補助率のかさ上げ平均が84%から93%に引き上げられているとのことであります。

なお、当町においてこの適用を受ける事業は、議案第96号で提案させていただいている土地改良施設の災害復旧事業4本が予定されております。1本目が尾幌地区農業用施設災害復旧事業で、内容は明渠排水路連結ブロックの復旧工事、2本目が太田宏陽地区農地災害復旧事業で、内容は営農用水取水施設の動力制御盤等の復旧工事、3本目が大別地区農地災害復旧事業で、内容は明渠排水路連結ブロックの復旧工事、4本目が太田第1地区農地災害復旧事業で、内容は営農用水配水管の布設がえの工事の4事業であり、来週の12月11日、12日の両日で国の災害査定を受ける予定となっております。

次に、被害に遭った施設はもちろんのこと、道路の横断管や側溝と今後、改良していかなければならないと思うがどうかについてであります。道路の横断管や側溝等の排水施設の計画設計は、この施設に雨水が流れ込む流域面積、過去の大雨データをまとめた大雨資料による雨量、排水施設の立地条件、道路の重要性などから、排水施設に関する各基準に従って流用や断面の計算を行い、経済性なども考慮して規模や種類を決めております。このため、計画以上の降雨時には排水処理ができなくなっております。

近年では異常気象とも言われる大型台風などにより、計画雨量を上回る事例も増加していることから、各基準を順守しながら町独自の対応策を検討していかなければならないと考えております。

また、排水処理ができない原因の一つとして、排水施設が土砂などで埋まり、排水断面が確保されないことも考えられますので、排水施設が十分に機能を発揮できるよう日ごろの維持管理の中で管渠や側溝等の清掃を今まで以上にしなければならぬと考えております。

続いて、2点目のこれからは冬期間に入るが山村地域の暴風雪対策についてのうち、「除雪対策は」についてであります。現在、町の除雪態勢は全町を20地区に分け、各区域ごとに除雪業者を定め、町からの指示により出動するとともに、主要な幹線道については直営作業を行っております。

出動基準はおおむね積雪量10センチメートル以上とし、出動の判断は気象情報、道路状況等を道路パトロールにより確認するとともに、深夜、または早朝から協力いただいている各自治会からの情報提供により判断しております。

また、山村地域は市街地よりも強風、暴風による吹きだまりや吹雪の発生が多く、交通傷害が発生しやすいため、道路パトロールによる状況確認や各自治会からの情報をもとに市街

地の除雪がなくても出動している現状であります。

次に、防雪柵の設置状況についてであります。これまで町内の町道にはプライベート、若松、片無去の3地区において延長約1キロメートルの防雪柵を設置しております。防雪柵の設置には、多大な費用と時間を要することから、各地域の交通安全確保及び効率的な除雪作業を考えて優先箇所を選定し、整備を進めてきており、現在はプライベート地区で平成21年度から調査設計を実施し、平成24年度までに91メートルの設置が完了しており、今年度は引き続き35メートルの設置を計画しております。

また、太田地区などでも吹きだまりが発生しやすい場所を把握しておりますので、今後も計画を持って整備を進めてまいります。

次に、暴風雪時の注意喚起、周知方法についてであります。今後、暴風雪警報が発表されたときには10月16日の台風26号から変わった温帯低気圧の通過に伴う暴風警報、大雨警報等発表時や11月10日の低気圧の通過に伴う暴風警報発表時と同様に防災漁船無線とIP告知端末による放送や緊急速報メールにより町民に情報を伝達するとともに、注意喚起をしてまいります。

続いて、2点目の消火栓の設置について、来年度、太田地区の活性化施設が建設されることになっている消火栓が必要と思われるが町としてどう考えているかについてであります。まず消火栓の設置などの消防水利については、釧路東部消防組合の所掌事務であることをあらかじめご承知おきいただいた上、お答えをいたします。

この施設の建設予定地周辺には、約170メートル離れた第4分団庁舎前に防火水槽、約200メートル離れた太田中学校校舎裏に消火栓が既に設置されており、仮にこの施設で火災が発生したとしても、これらの消防水利を使用することにより消火活動が十分可能であること及びこの予定地が消防水利の基準上、必ずしも設置義務がないことから、消防では現時点で消火栓を整備する考えはないとのことであります。

また、実際にこの予定地周辺には以前から太田地区公民館と太田屯田開拓記念館もありますが、この周辺への消火栓整備の優先度が他の地区よりも低い箇所であるとの判断をしているところであります。

より効果的な消化活動を行うためには、消火栓の整備も必要とは考えますが、前段で申し上げたとおり消防水利の整備については、消防機関がその専門的立場から整備箇所の選定を行っており、現在は整備計画に基づき優先度の高い地区、箇所から順次、整備を進めているところでありますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長のほうから答弁をいただいたのですけれども、まず1点目の激甚災害指定の受けた対象になったものについてでありますけれども、いずれもこの農業関係の4事業であるのですけれども、台風18号のときは厚岸町全町的に断水になりましたよね、幸い太田地区は水利違いまして営農用水は大丈夫だったのですけれども、その取水施設のポンプ室の配電盤がやられたと、これは対象になっているのですけれども、この激甚災害の指定では、前も説明を受けたのですけれども現状復帰がまず基本ですよ



ね。で、今後、やはり先ほどの答弁にもあったとおり、今後、大雨や強風が予想される  
とあって、今後の対応としてもっと高い位置に配電盤を設置するとか、そういった考  
えというのか、今回のこの補正では多分載っていないのかどうかわかりません、中身わ  
かりませんが、そういった考えはまずないのかどうかお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 激甚災害の指定の関係につきましてなんですけれども、こ  
の激甚災害に指定をされる前に災害復旧事業というのは今回、議案96号で出させていた  
だいたのは農林水産関係にかかるその災害復旧事業というものをらせていただいで  
おります。

その災害復旧事業の対象になるというのはいろいろあると思うのですが、今回、  
その災害復旧事業というのは農林水産関係にかかる断定法と言われる法律に基づいて  
災害復旧事業を予定しております。

その災害復旧事業をさらに激甚災害の指定でもって補助率のかさ上げ措置が出てくる  
という、その構造になっておまして、この激甚災害の指定でもって補助率がかさ上げ  
がされる措置というのは私どもの今回、議案に出させていただいている4本というの  
が対象になるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 そうすると、町民によく聞かれるのですけれども、道路とか崩れたりして  
いますよね。それを直すために相当の費用がかかるよと、個人のもは多分、対象になら  
ないですよとって了解してもらおうのですけれども、災害指定を受けた、受けたと厚岸町  
どれぐらいの予算が来るのよとかよく聞かれて、まだ査定も何も終わってない、わか  
らないですよとっているのですけれども、町民がやはりみんな激甚災害指定を受けたと  
いうことで、ああよかったなとまずはほとんどの台風やそういうので、行ったところほ  
とんど直せるんだなと多分思い込んでいると思うのです、僕自身そういう考えもありま  
したし、それをやはり町民に少しでもわかっていただけるようにこうやって質問したの  
ですけれども、復旧事業で補助率50%とか、そういうのをさらに指定を受けて90%、80  
何%とか、93%ぐらいまでかさ上げになったよと、そういうので町負担を減らしてい  
くという考えなんだなと。これが多分、町民にみんな理解していただけるのかなと、そん  
な気がします。それで、この4本で今度、道路とかのほうではそういう対象は全然なら  
ないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えさせていただきます。

道路被害につきましては、さきの10月の臨時会でも災害復旧費ということで500万円ほど上  
程させていただきましたけれども、災害の復旧方法としてそれぞれの災害のボリュームとい

うのですか、それが60万円未満についてはその他単独災害という扱いになっておりまして、50数カ所のそういった道路側溝だとか、いろいろなものが災害にあったのですが、それぞれいわゆる単独災害で60万円以下で自前の材料、自前の道路維持作業でやれるということで、スムーズに対応できると、そのほうがより早く復旧もできるということで、災害については通常の災害は査定を受けるまでそのまま維持をさせておかなければ、保全しなければならないという二重の経費もかかってくることでございます。

今回の道路関係の災害につきましては、60万未満ということの扱いでされているものから、この激甚災害、一般の災害の扱いを受けないで対応できたということでございます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 済みません、先ほど個人のものには出ないということでお話がありましたものですから、ちょっと一言つけ加えさせていただきたいと思っておりますけれども、農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担金の暫定措置に関する法律というもので先ほど話をしました4本の事業というのは、まず災害復旧事業の対象にさせていただいております。

それで、その査定を受けるのですけれども、個人の部分につきましては今回、この法律とはまた別に、それから先ほどから話のある激甚法の指定の法律とは別に新たな措置として農水省の関係の事業でもって形態育成支援事業という事業があります。これは、例年、その補助事業としてある事業なんですけれども、この事業に今回の災害で大きな被害を受けた農家に対して、その農産物の生産に必要な施設の復旧に対して3割、10分の3の助成をしますという制度が今回、つけ加えられまして、それで尾幌地区で突風で被害を受けた3件の農家さんの牛舎の直す資金に対して、それは融資を受けて整備をしますけれども、その融資を受けた資金の3割分を国から助成をするという制度ができております。

それで、それについては町を通してその申請をして、お金を助成をいただいて交付をするという手続きになりますけれども、その今、その申請作業をやっておりまして、今回の予算には間に合いませんでしたけれども、それらが決まれば3月の議会に計上させていただきたいというふうに考えているところであります。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 道路絡みはわかったのですけれども、ただいま産業振興課長が補足していただきました個人の営農施設、台風時に被害があった農家に対してこの3割、国のほうで持っていただけるという事業、特例なんですとか、一応。そう思うんですけれども、まだ今のところ算定はもう終わっているのでしょうか、それともまだ算定していて、申請書をつくっているというのですけれども、わかればこれ被害額ってどれくらいに、まだそこまではいっていないのかな。わかったらちょっと教えていただきたいなと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 3件の金額で約1,300万のものに対して3割の助成をしてほしいということで、今、その申請の作業を農家さんから融資の契約書ですとか、それから業者さんとの見積書ですとか、そういったものを集めて北海道のほうに要望をしているところでございます。

それで、この事業は対象になっているのは、今回の台風の被害であれを復旧させるためにということで、この措置がつけ加えられているのですけれども、北海道では厚岸町1町村だけが対象になっているというふうになっております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 本当に被害に遭った農家は大変な金銭的にも、労働力的にも大変だったと思うので、3割でも自腹で直すよりはこうやった補助がしていただけるというのは大変、ありがたいことだなと、こういったときにはやはり速やかに町のほうでも今後、対応して行ってほしいなと思います。

それと、さらにちょっとお聞きしたいのですけれども、農地が大雨で冠水して泥というか、砂というふうになって、二番草刈れなかった面積もかなりあるとお聞きしているのですけれども、当町の町営牧場も刈り取った後だったと思うのですけれども、土砂で埋もれていますよね、川縁の畑、これ来年になって草刈れるようになるかちょっと僕らも全然行かないのでわからないのですけれども、こういった被害のところには何らかの対策というか、手だてってないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 先ほど申しました暫定法という、農林、農業関係の事業の暫定法という法律の中で、その災害復旧事業に認められる事業としては、この工事費の40万円以上のものが認められ、災害復旧事業の対象になってきます。

それで、災害復旧事業の対象になるのですけれども、農地については一番最初に補助率がまず決められているのは、農地については50%、農業用施設、尾幌の排水路のような農業施設については65%というふうに決められております。

それで今回、4本出させてもらった災害復旧事業では、それらが合わさって補助率のかさ上げがされる措置が出てきます。それで、今回はたまたまそれが両方合わさると農地の災害についても80%、それから農業施設についても85%というふうに上がっていくのですけれども、その前の数字というのは50%とかでして、それが査定ですとか、いろいろな条件を考えていったときに、40万円以上の農地の復旧をする金額がうまく合うかという問題があるのです。計算をしてみて、その負担が今回の場合は町営牧場ですけれども、個人の農家さんでいけば、農家さんの負担になってきますので、その比較をして牧草地の部分であれば、なかなか負担が出てくる部分で災害復旧事業の対象になるというのは難しい状況があります。

それで、今回、大別のところにつきましては、左側のほうの部分の草地については、道路から流れ出た土なり石が飛散したということで、そちらについては建設管理部のほうでそれらの除去をさせていただいております。ただ、右側のほうは、そこは関係ありませんので自分たちで自己復旧しなくちゃいけないかなというふうに考えているところであります。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま農地の復旧事業のほうもお伺いをしたのですけれども、多分、土で埋もれちゃったら多分、牧草生えてこないんじゃないかなと、それでちょっと来春の状況を見ないと何とも言えないですけれども、変な雑草が多分おがってきちゃうんじゃないのかなという懸念材料もございます。

そうなるとやはり、農家さんはやはり全面改良工事をせざるを得ないんじゃないのかなと思うのです。そうすると多分、多額の自己負担金が出てきて、ちょっと面積要件とかいろいろありますので、ちょっと何とも言えないですけれども、もしかしたら対象になるかもしれないところがあると思いますので、そういうところは速やかにやはり町として対応をして、農協と連携取りながら対応して行ってほしいなと、そんなふうに思います。

また、町営牧場、確かに石は除去して跡見てわかったんですけれども、あれで果たして来年の粗飼料、足りるのかどうかかわからないですけれども、とりあえずあそこ簡易更新したばかりの畑とそうでない畑もありますけれども、災害に遭って仕方ないなと思うのですけれども、やはりそういったときもやはりせっかくよくした畑なんだけれども、そうやって埋もれちゃったらやはり、これ全面改良せざるを得ないのかなと、そういった予算も状況を見ながらきちっと産業振興課で予算措置をしていていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 個人の農家さんの草地につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、やはり水田ですとか、畑ですとか、そういうところでは上がるお金が大きいものですから、そういった災害復旧事業でもやられる部分というのは結構ありますけれども、なかなかその草地という部分では自己負担が出てくるという部分で難しいところがありますので、その辺はその状況によりますけれども、比較をしながらそういったことが対応はしていきたいというふうに考えております。

それから、牧場の関係につきましても、そういったことで復旧事業の対象ということにはなりませんので、その中では簡易更新も本当にしたばかりの草地ですけれども、それについてはその牛に食べさせる草が足りなくならないように、ほかのところとの放牧している部分のところも含めて、今、牧場のほうとも相談をしながら足りなくならないように対応したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 次に、先ほど建設課長にも答弁いただいたのですけれども、大体この台風や低気圧の影響で崩れた道路とか、ちょこちょとつとしたのいっぱいありますけれども、ほとんど全部が直ったのでしょうか。それともまだ農道も一応、町道になっていますよね、そういったところも何か道路穴空いているとか、水をいっぱい走っているとか、いろいろなところまだあるのですけれども、そういうところやはり調査して、いつ直すのかなと農家さんも言っておられる農家さんもいたのでちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

9月の台風以降、いろいろな災害がありまして、復旧に向けて今も以前から維持保全の中で穴が空いていたりということで、その災害だけではなくて、通常の維持管理上、やらなければならない場所も含めてすっかり終わっているわけではございません。引き続き、今、状況を見ながら現状も把握しながら補修に臨んでいるところでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 それと、道路に関してもう1点お聞きしたいのですけれども、太田5号道路、以前、補正予算かなんかで測量費たしか100万円ぐらいついて2カ所だかの5号道路の片側通行になっている場所、多分、もう2冬目ですかになると思うのですけれども、あれっていつ復旧工事をするのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

あれにつきましては、今年度、社会資本整備交付金事業で調査をしまして、来年度設計で施工するという運びになっておりまして、もうしばらく片側通行をやむなく行っている状態で、もうしばらくお待ちいただければというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 来年度なのですか。本当に丸2年ですよ、どれぐらいの、ちょっと僕おりに橋の下とか、カルバートの下、見に行ったことはないのですけれども、そんなに多額のお金がかかる事業なんですか、あれは。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 実際にはこれから設計に入るわけですがけれども、私ども調査、その調査以前の段階で調べさせていたところ、そういった排水路の道路の構造物、クラック等が見受けられますので、物を全て取り出さなければならないということになりますので、費用的にはかかると、町の単独の事業の中ではなかなか経済的にも難しいということでもありますので、そういった国の社会資本整備交付金を使ってやらざるを得ないというか、皆様のご協力を得ながら、交通に支障が不便はおかけしてはいますがけれども、そういった理由で施工させていただきたいというふうに思います。ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今の説明で、それはどうしようもないことなので、事故等が起きていないからいいですがけれども、確かにあそこの道路、余り交通量そんなに極端に多いわけではないですから、みんな丸2年近くになりますから、もうわかっていますから気をつけていただいて、走行してもらっていますけれども、なるべく早くこの予算、ついたならば早急に直していただきたいと思いますと思います。

あわせて、舗装道路のクラック、災害、直接災害人とかかかわらないと思うのですがけれども、非常に気になる10メートルとか20メートルおきにひび入っていますよねという町道いっぱい見受けられるのですよ、そういった等もやはり速やかにできる範囲内で直していただきたいと思います、そんなふうに要望します。

続いて、冬期間の除雪態勢、今度、冬期間の災害防止についてお聞きしたいのですが、何でも、何でこんなことを聞くかという、ことしの3月ですか、中標津町初め全道で9人の方が猛吹雪の中で車が埋まったり、そこから避難しようとして途中で倒れて亡くなったという事故がありましたよね。厚岸町はそんなに猛吹雪、町はないですがけれども、やはり山間部、こういった事故を未然に防ぐにはやはりどうしたらいいのかなど。あそこの中標津町とかの事故現場もたしか防雪柵横に多分ずらって並んでいた箇所でしたよね。そういったときに、防雪柵があるところはいいのですがけれども、畑の取り付けのところってどうしても防雪柵空いていますよね。多分、許可もらっているところだけはふさいでいる、一部ふさぐようにはなっているのですがけれども、厚岸町として農家さんが冬期間出入りしない畑の取り付けに防雪柵の鉄板といいますか、そういう柵をやっている農家に許可を得てやっている箇所はあるのでしょうか、町道で。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 町道に関しましては、許可を得て取りつけの部分をふさいでいると、防雪柵を設けるといふところはございません。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 僕も余り町道では見かけないなど、道道では結構、道道とか国道も余りないかなと思うのですけれども、やはり防雪柵あっても切れているところって吹きだまりすごいですよね、建設課直営で除雪されていてわかると思うのですけれども、そういったところもやはり農家さんが出入りしないよというようなところは、やはりふさいで吹きだまりの数を少なくしていく方策を考えるべきではないかなと、そんなふう思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、防雪柵の調査、設計も当然、そこが吹きだまりがあるので防雪柵を設計して、設置をしていくと。ただ、今度その防雪柵を設置したために、別なそれが要因で別な場所も吹きだまりが出やすくなるといった要因がございますので、あくまでも全て全部を防雪柵でふさぐことは大事なことなんですけど、できない部分も出てきます。

ただ、今、議員おっしゃったように農家さんのご協力を得てそこをふさいでもいいというような状況がありましたら、今後の設計の中で生かしていきたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今そういった答弁していただいたので、支障が出ない限りぜひやっていただきたいなと思います。

それと、さらにはやはり猛吹雪のときのやはり注意喚起といいますか、先ほど6番議員さんのときの答弁にもあったように、IP告知とか防災無線で10月16日の台風26号から放送されるようになってきたのですけれども、やはりこういったことが冬期間においても大事だなと、やはり吹雪なのでテレビとか等々でもやっていますけれども、外出を控えてくださいとか、なるべく早目に天気の良いうちに済ませておいてくださいとかという、そういった情報を提供するのやはりこれは自治体のサービス精神といたらいいか、サービスの一環というか、住民にとって安心・安全を守る上では必要なことなのかなと思って質問しているのですけれども、答弁書にもそういったことをやっていきたいと書いていますので、ぜひこれからも本当に担当者大変でしょうけれども、町民のためにやっていただきたいなと思います、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 1回目の町長の答弁にもありましたように、そういったことで

我々そういう暴風雪の情報を受けながら、防災担当のほうと連携とりまして、そういった緊急報メール等、伝達を注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 よろしくお願ひしたいなと思います。

次に、消火栓のことについてでなんですけれども、ここは消防組合の管轄なのでという前置きがあったので、これは余り質問はできないのかなと思ったのですが、一応、担当課総務課ですよね、確かに消防組合の議員さんもおられるのでお聞きをしていただきたいなと思うのですが、中身はわかります。第4分団の横に防火水槽があって、太田中学校にも消火栓があって、太田小学校にも消火栓があって、農協のところにも自前ではありますけれども一応、水槽、水がたまっております。

そういった中で、100何十メートルか200メートルぐらいの間には確かに水利はあります。僕、多分そうだろうなと思って質問しているのですが、消火栓の場合、同時に2本から引っ張ることってできないのですよね、水圧、水量が少なすぎるというのか、同じ水道管から多分、消火栓立っていると思うのですよ。

中学校のほうで消火栓を消防車につないで放水すると、1本ならまだいいですが、2本同時に放水したら水量がなくて、ちょろちょろしか出なくなったりするという、これ多分、街場でもこういう現象起きると思うのですが、水道の本管の太さ、いろいろ原因はあるのでしょうか、そういった対応というのはこれは直接、総務課に関係ないですか、関係なかったらはっきり言ってください。余り深入りしないので、多分そんなニュアンスだと思うのですが。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今、消火栓の質問があったのですが、質問の太田地区の消火栓なんですけれども、太田地区はまずは市街地と違って配水池があって、自然流下で排水しているのではなくて、高台状態ですので常時ポンプで圧送して給水しているという形態をとっています。そのために、ポンプの能力以上の水は絶対出ないということになっています。

水道施設の設計指針によると、太田地区のような場所ですと、一般的には消防の消火栓の水利というのは1分間に1立方メートルの放水量が出るように設計されます。太田地区ですと、厚生労働省の基準でいきますと毎分、0.5立方メートル、1時間に30トンの放水量があると基準を満たすということになります。

実際にはポンプの能力がもう少しありますので、市街地と同じほぼ1時間に60トン近く出るのだと思うのです。

ただ、そういう基準でつくっていますので、確かに今言ったように2本同時に開栓すると、通常ですと町場ですとそういう設計されていますので、1時間に最大120立方メートルの放水が可能だと思います。ところが、太田地区はそのようにポンプで圧送していて、ポンプの能力の制限があるのと、基準自体が1時間に30立方メートルですので、実



際にはもっと出るとしても、それが限界ということになります。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ポンプで圧送しているせいで水量が足りないんですね、そういった面もわかりましたが、やはりそうすると防火水槽のほうがより、たまっている分しかありませんけれども、水道管つながりすぎて常時使っているときも出すのでしょうかけれども、そうするとそういったほうがいいのかと、ちょっとわからないですけれども、どっちにしてもやはり防火、火災時のやはり消火栓の水利って大事ですから、やはりそういった面も考慮しながら、順番がありますよと、答弁書にはもっと必要なところからどんどん整備を図っていくという書いていますから、僕もそのとおりでと思いますけれども、ぜひ今後、そういった機会があればやはり設置要件というか、ぜひ考えていっていただきたいなと思います。

いずれにしても100何十メートル、消防団が消防ホース何十本使うかわからないですけれども、引っ張ってやるにもやはりとても水利って大事なので、せっかく新しくつくる施設ですから、そういった面も考慮しながら今後やっていっていただきたいなと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 一部事務組合の対応になりますから、今、大野議員から言われたこと、一部事務組合のほうでもきちっと対応していただくように話をしたいと思いますが、なお、まず活性化施設、新たにでき上がることになります。皆さんに防火意識を持って大事に施設を使っていただきたいというふうに思いますし、それから一応、有事の時にはまず2トン車が走ると、それから10トン車、さらには消防団の2トン車、これが現場に当たります。それでも間に合わない場合は、総動員をかけて対応するということになりますし、消火栓を使ってホースをジョイントしなければなりませんけれども、その状況状況を見て、同時並行的にその作業が進められていくというふうに考えています。

さらには、太田農協さんの水槽、それからタンクローリー、これも使用させていただくということで消防組合と太田農協さんが協定を結ばさせていただいております。そういうご協力もいただいておりますので、対応をしてまいりたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） いいですか。もう終わっていいですか。

以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

午前11時55分休憩

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

10番、谷口議員の一般質問から行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

一つは、地震・津波対策とともに、豪雨・暴風・豪雪など、最近の気象条件に対応できる防災対策をつくるべきではないという観点から、次の点についてお伺いいたします。

ことしは台風18号による洪水、冠水、暴風雨により厚岸町においても国道、道道、町道での冠水が門静地区を初め、長時間にわたり通行どめが続きました。また、家屋等の浸水と暴風雨による牛舎、倉庫などの屋根や壁にも大きな被害があり、倒木も広範囲で確認されております。

気象庁は、台風18号に伴い発生した竜巻と突風の調査結果について、北海道厚岸郡厚岸町において9月16日、18時30分ごろの突風についてはダウンバーストと発表しております。そのスケールはF1、被害幅は1,600メートルで被害長さは3.6キロと発表しております。

その後の低気圧通過でも家屋等に多くの被害が出ております。最近は、想定を超えるという言葉聞く機会が多くなりましたが、今後は想定外のことも起こり得ることを考え、大きな災害が予想される気象状況、気象災害に対応できる防災対策をつくるべきではないかと考えますが、その考えについてお伺いをいたします。

次に、今後、被害が予想される台風などの暴風雨や冬の暴風雪に対する町民への情報提供をどのようにするのかという問題であります。どのように考えているかお伺いをいたします。

さらに、今後、大きな被害が予想される気象状況にあるときは、事前に住民が避難を希望される場合、避難場所、避難施設等を確保する準備が必要ではないかと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

二つ目であります。次に、生活保護について、それとともに町民生活が利用できる制度についてお伺いいたします。

この8月に実施された生活保護基準の引き下げが行われました。3年かけて最大10%ものカットになるわけであり。生活保護基準の引き下げは、最低賃金や住民税非課税限度額の算定、就学援助など、さまざまな制度に悪影響を及ぼします。厚生労働省は国の制度でも38件に影響が出るとしています。厚岸町においても、就学援助を初め、町の諸制度に影響を及ぼす町民の利用に8月から生活扶助費の削減が実施されましたし、生活保護改革2法案が国会で審議されておりますが、生活保護をめぐっては申請をはねつける法改悪の策動がありますし、町民生活に大きな影響を与えるものであり、より安心できる制度にしていくべきではないかと考えます。

このことから、過去5年間の厚岸町内の保護申請と決定状況がどのようになっているかお伺いいたします。

さらには、生活保護基準の引き下げは町民が利用する制度に関係いたしますが、生活保護基準と連動するものはどのようなものがあるかをお伺いいたします。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「地震・津波対策とともに、豪雨・暴風・豪雪など、最近の気象条件に対応できる防災対策をつくるべきではないか」についてのうち、初めに「大きな災害が予想される気象状況に対応する防災対策の作成」についてであります。台風や低気圧に伴う大雨、暴風雨、暴風雪などに対する防災、減災については、ソフト・ハード両面の対策が必要と考えております。

まず、ソフト面の対策については、厚岸町地域防災計画の災害予防計画において、水防計画、土砂災害予防計画、雪害対策計画として、それぞれ定めているところであります。

しかし、最近は多くの市町村が地域防災計画のほかに、各種災害に応じた対策マニュアルなどを作成しております。私も厚岸町が目指しているさらなる安全・安心な町づくりのためには必要なものと考えておりますので、これらの事例を参考に作成に向け取り組んでまいります。

一方、ハード面の対策については、当然のことではあります。人の力では近年、頻発している大規模な暴風雨や大雨などの自然現象をとめることができないことから、このようなときに大きな被害にならない対策をあらかじめ講じておくことが必要と考えております。

ことしの状況を見ますと、厚岸町にとっては大雨の際に別寒辺牛と門静から太田、宏陽にかけて発生する道路を含めた土地の冠水が最も大きな問題であると考えられることから、町では釧路開発建設部に対し、その対策を強く要請しているところであります。

また、この要請を受けて釧路開発建設部では別寒辺牛橋に至るまでの国道44号線については、今年度から改良工事を行うとのことのでありますし、現在、門静地区の冠水対策についてもさまざまな方面から調査、検討を行っているとのことでもあります。

いずれにしても、9月16日の台風18号、その後の台風26号と低気圧による暴風雨については、これまでに余り例のないものでありました。町としては、このたびの教訓を踏まえながらいつ起きるかわからない各種の災害に対し、万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「今後、被害が予想される台風などの暴風雨や冬の暴風雪に対する町民への情報提供をどのようにするのか」についてであります。10月16日の台風26号から変わった温帯低気圧の通過に伴う暴風警報、大雨警報など、発表時や11月10日の低気圧の通過に伴う暴風警報、発表時と同様に防災行政無線とIP告知端末による放送や緊急速報メールにより、町民への速やかな情報の伝達と注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、「今後、被害が予想される気象状況にあるときの事前の避難希望をされる住民の避難場所の確保も必要ではないか、現在、地震、津波以外の避難場所はどのようになっ

ているのか」についてであります。厚岸町地域防災計画では、家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められるものを収容する施設として、指定避難場所を設けております。

避難所については、町内で41施設があり、湖南地区では市街地域が11施設、それ以外の地域が6施設、湖北地区では市街地域が14施設、それ以外の地域が10施設となっております。

実際に9月16日の台風18号の際には、尾幌酪農ふれあい館と上尾幌地区コミュニティセンターを避難所として開設し、避難者の受け入れを行ったところであります。

続いて、2点目の生活保護改革2法案が国会で審議されているが、町民生活にも大きな影響を与えるものであり、より安心できる制度にすべきではないかのうち、初めに「過去5年間、厚岸町内の保護申請と決定状況はどのようになっているか」についてであります。当町は生活保護法に規定される保護の実施機関とはされていませんが、釧路総合振興局への保護申請書の進達と釧路総合振興局からの保護の決定、廃止の通知を受けております。

お手元に配付の資料のとおり、平成20年度は申請が18件で、うち決定が15件、却下が2件、取り下げが1件であります。平成21年度は申請が35件で、うち決定が28件、却下が6件、取り下げが1件であります。平成22年度は申請が24件で、うち決定が21件、却下が2件、取り下げが1件であります。平成23年度は申請が20件で、うち決定が16件、却下が3件、取り下げが1件であります。平成24年度は申請が18件で、うち決定が15件、却下が3件であります。

次に、「生活保護基準の引き下げは、町民が利用する制度に関係するが生活保護基準と連動するものはどのようなものがあるのか」についてであります。生活扶助基準の見直しの影響を受ける制度について、主なものは国の制度では38件、北海道の制度では52件、町の関連制度については53件となっております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 気象災害については3人目ですので、ちょっと皆さんがある程度、詰めておられましたので、私からはこの一番問題なのは最近の気象条件が大きく変わってきていると、その要因はいろいろあるでしょうけれども、今まで考えたことがなかったことが起こる、そういう時代に今はなっているのだということ、やはり行政も住民もお互いにきちんとそこをわかり合うような体制をつくっていかねばならない時期に来ているのではないのかなというふうに思うのです。

それで、今までは盛んに想定外ということで、ある程度は許されたのかもしれないけれども、こうやはりたびたび起きるということになってくると、そういう言葉だけでは済まされないし、そのための対策をきちんととっていかねばならないのではないのかなということで、その気象情報だとか、そういうものに対するだんだん慣れだとか、そういうものも払拭するような体制をとっていかねばならないというふうに考えているのです。

私も自治会と自分の自治会で最近もお年寄りの人たちの食事会があったのですけれども、やはり防災対策についてはやはりきちんと自分自身が勝手に判断するのではなくて、やはりこういうときにはやはり自分の命は粗末にしないで、例えば近くの人が行こうと言ったときに、「いや、もう私は死んでもいいんだ」とか、「どうなってもいい」とかという人が結構、近くにいますよ。

だけれども、それを見過ごして逃げるとするのは、これもまた非常に苦痛がずっと続くことなのですよね。三陸沖のあの地震、津波災害でたくさんの方が亡くなっていますけれども、そのときに一緒に逃げようやと言って、「いや」と言って断った人がたくさんいると。それから、このついこの間の台風18号ですか、このときもやはり一緒に行くよと言っても「おれは残る」と言って家に残った人もいますよね。

ですから、やはりそういうときにはもう強引でもいいから連れ出したいというのは周りの人のみんなの気持ちだと思うのです。だけれども、うちの町内会、このごろやはり少しずつ変わってきました。以前は、もう年なんだからという人が結構いました。けれど、そうはいかないんだよという話をやはりしていくうちに人は変わってくるのですよね。ですから、そういうものをきちんとやっていかなければ、今回、この台風は厚岸で過去最高の雨が降ったというのでしょうか。観測史上で3時間でも1位、1時間でも1位、あるいは24時間でも1位の過去のデータからすると更新をしていると。

それと、場所によってはもっとそれ以上に降っているかもしれないし、それからその降り方がどういうふうに来て、一気に場所によってはこんなところで雨が洪水になってくるなんて考えられないところまで、そういう被害が起きているわけです。過去何十年も何の被害もなかったところが、急に被害が起きると。ですから、被害というのは、どこに起きるのか予測のつかないものだとすることをきちんとわかっていただくようなことをしていかなければならないと思います。そういう点の今までの事例だとか、そういうものをきちんと町民に知らせる必要があるのではないかと。

それから、この間の雨もわずか場所によっては1時間か2時間ですよね。長くても3時間ぐらい、その間でああいう被害が出るのだということをやはりわかっていただく、そういう体制をとって、町民にもわかってもらうし、町もそういう災害が起これるのだということをやはりみんなが共有し合うような体制をつくるべきではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 改めて今年度、ことしの暴風雨の災害というものは厚岸町でも起これるのだということは町のほうとしても認識をいたします。恐らく、住民の方々もその危険箇所に住む方々は特にこういうことは厚岸町でも起これるのだということは認識されたというふうに考えております。

町としても台風18号の後の26号、さらには暴風に関して注意喚起を呼びかけましたし、また26号のときには18号のときに準備が整っていなかった土のうについても、あらかじめかなりの数を用意したり、また湖南地区、湖北地区にそれぞれ置いたりして対応を図ったと、結果的には26号に関しては18号ほどではありませんでしたけれども、このような形でそれぞ

れ対策を講じております。

情報というのは今、一番早いのはやはりテレビです。テレビで、まずはテロップで流れて、厚岸町に先ほどの6番議員のご質問でもありましたけれども、土砂災害警戒情報、これらについても真っ先に流れるのはテレビです。ですから、そのようなことがあった場合には、住民の方々も十分、そのテレビを見て、情報を得て、さらには厚岸町からの防災無線等々での情報を得ることが重要になってくるのだろうというふうに思います。

これらの情報については、またホームページ、広報等々で注意喚起を行っていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、1回目の答弁でもございましたけれども、これらの対策等々もどのような形で初めてつくるものですので、どのような形でつくれるかわかりませんが、時間もかかるかもわかりませんが、これらを作成した上で住民の方々にもお知らせをしていかなければならないだろうというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 3年前の津波災害ですか、あれがやはり非常に大きな災害をもたらしたということで、全体的にはやはりそういう場合の対策をどうしなければならないのかというのが、町を挙げての対策だったような気がするのです。

ところが、その一方でやはりこういう異常気象というか、そういう気象災害が起きるような状況がたびたび起きているということで、先ほどもありましたけれども暴風雪というか、豪雪ではないけれどもそういう気象災害でことしの春には暴風雪で何人もの人が亡くなってしまっているというようなことがありますので、ですからやはり厚岸町も道路管理、あるいは河川を管理する道だとか開発だとかと連携を密にした、その内容が町民にもやはり瞬時にというか、必要なときにきちんと情報としてわかっているような体制をとっていかなければならないし、それからあらかじめの避難の準備だとか、こういうものもしていかなければならないと思います。

それで、先ほどのこの町長の答弁では施設はきちんとしているよというような話も説明がありました。ところが、厚岸町のホームページを見ても防災というのをしたら地震・津波以外はないのですよね。やはり、そういうものも含めてきちんとわかるようなものにしてほしいし、それから今のIP告知ですか、あれも今、見ていると何日か前のも見ることが私があるを、機能をきちんと動かすことができる技術を持っていないせいか、前にこんなことあそこに出ていたよなというのが、もう何日間かすればなくなってしまっているのですけれども、そういうものも含めてやはり過去にはこれがありますからちょっと確認してみてくださいというようなことをきちんと知らしめていくようなことも必要ではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいまのご提言と受けさせていただきますので、これまでやはり厚岸町としては23年の東日本大震災以来、どちらかという地震・津波に特化した形での

災害対策ということで考えてまいりました。ホームページにもそのような形で掲載をさせていただきます。

今回、改めてこのような暴風の台風がこちらのほうがこちらのほうまで来たという事実もございますので、常に定めている指定避難所、こういうときの指定避難所、これについても暴風に伴っての情報というものも改めてホームページのほうに掲載をし注意喚起をしていきたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 わかりました。ひとつ、そういう改善の報告もきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、災害が発生しそうな大きな気象変化が予想されるという場合に、やはりあの18号台風、あれがあったものですから、その後の10月10日でしたか、あれのときにはやはり結構心配されている方もたくさんいたのです。

そうすると、やはり課長のように立派な木入っていればきっと心配ないのでしょうけれども、もう築数十年というような家に入っているような人たちの中には、やはり今度は大丈夫かなという、やはり18号の影響というか、そういうことからやはり今度はもしそういうものが来るといふ予想されるのであれば、日中であればいいのですけれども、通過時間が夜だとか、そういうときが予想されるということになると、やはり明るいうちにどこかに一時的にでも避難したいなという人がいたのです。

ただ、その人は別な人が行って泊まって何とかその晩は過ごしたのですけれども、もし家に被害が出るということになれば、そういう被害が出てから移るといふのはなかなか大変ですよ。ですからそういうことを希望される人は、そういうときにはあらかじめそういう避難施設のほうに一時避難していただくという、そういう対策は可能なのでしょうか。それと、さっき町長がおっしゃった施設、避難施設等は重なるのでしょうか、どうなののでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） そのような避難をしたいという希望があらかじめ寄せられた場合については、その近くの避難所を開設することは可能です。

先ほど町長からの1回目の答弁にありましたけれども、それとリンクしたものになっております。

先ほども6番議員のお話しにもありましたけれども、早目早目の対策ということで被害がどれだけ台風なり、その低気圧がどれだけ大きいものなのかというのは、あらかじめ気象庁のほうからも情報としては受けますけれども、その辺の見きわめがかなり難しいのだろうというふうに思いますけれども、町としても先ほど災害タイムラインと含めたその避難勧告、伝達のマニュアルというものの定めには当たっては、その辺も含めて考えていきたいなというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回のこの雨というか、台風を見ていると、このダウンバーストというのが起きたということで、大体このダウンバーストというのは風速が33から49ということで、屋根瓦が飛んで窓が割れると、ビニールハウスなどに被害が甚大で、根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりすると、走っている自動車が横風を受けると道から振り落とされるというようなスケールのものであったと、これが上か下かはちょっとわかりませんが、ひょっとしたら私、山の木なんかを見ますとそれ以上のものもあるいはあったのではないのかなというふうにも見えるのです。F2になると大木が倒れたり、幹切られると、そういうような木もやはり私は散見されたような気がするのです、山の木を見て。

ですから、ただ弱い木が折れたり、そんなものではなかったのではないのかなということを考えると、このF1でも相当強烈なのがあそこには、一帯には吹き荒れたのではないかなというふうに私は思うのですよ。

ですから、やはり住民の人も災害というのはどういうふうに来るのかわからないし、あるいはそういう不安な人がやはり孤立しないような体制をやはりきちんととっていたきたいというふうに思うのです。ですから、その点ではやはりそういうものも開設しますよということもあらかじめ事前に知っていただくことが必要だと。

それから、あの台風の後、床上浸水だとか屋根のはがれた人のお宅にうかがったら、やはり被害を受けた人というのは大変なんですね。もう興奮状態で夜中中、寝ていないにもかかわらず、この際だからあれも言わなければ、これも言わなければ、ここも見て、あそこも見て、あれがこうなって、向こうからこうなってと、そういう話を全部されるのですよ。ですけれども、やはりその人たちがやはりいかに恐怖を覚えて大変な思いで避難されたのかということなのです。

それと、やはりその人たちを避難するために手助けをした消防団だとか、消防職員、いろいろおりますよね。あの人たちも非常に大変な中で、突風が吹き荒れる中、屋根に上ったり、水かさがどんどんふえてくるときにまた逃げるよというような感じで一緒に避難する、そういうことをやっているのですよ。ですから、そういうふうになる前にやはりきちんと、そういうことを対策をとっておくということが本当に大事だと思うのです。

ですから、やはり避難所ができればそういうことが予想されるというか、あるなど、今までもあったなというところはやはり事前に準備をするということが大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） その重要性、十分認識して、ただいまのご提言生かしてまいりたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。



- 谷口議員 次に今度、生活保護のほうに移らせていただきます。

ことしの8月から生活保護の基準が引き下げられたと、それから今、国会では参議院から衆議院に移って、これどうなるか、どうなったかな、ちょっとわからないのですけれども、もう通っちゃったかどうかわからない、何かタベ、随分いろいろなことで頑張っていたからわからないんですけれども、生活保護関連2法案が審議中だということで、この生活保護の基準が引き下げることによる影響が今、資料をいただいて改めて厚岸にもこんなに影響が出てしまうのかというふうに考えるのですけれども、生活保護の基準というのは国のほうは38でしたか、それから北海道も50数項目にわたってあるんですけれども、厚岸町民にこれだけのさまざまな制度を利用するに当たって影響があるんだよということで、非常に今後の生活をしていく上で、それぞれに影響が出るのではないのかなというふうに思うのです。

それで、これについては厚生労働省のほうは余りその影響が出るようなことがないようにしてほしいというような通知を出しているようなのですけれども、厚岸町が何かしているのでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 現在の生活保護法の改正につきましては、4日に衆議院、厚生労働委員会で賛成多数が可決しております。

既に、参議院本会議で可決済みであるということで、6日の衆議院本会議で可決成立する予定だという情報が入っております。

国は、ことしの8月から生活保護基準の見直し、これは引き下げでございます。そのことによって、国は全閣僚でその対応方針を確認したということで、国はその影響が出ないように取り扱うということであります。

したがって、各地方自治体におかれても、この制度の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、各地方自治体において適切にご判断、お答えをいただきますようお願いいたしますという文書が本年6月に私どもに届いております。

また、北海道からも同月5月に北海道のほうからも届いております。さらに6月には釧路総合振興局からも同様の趣旨の文書が届いております。このことで、この内容なんですけれども、この表、一般質問の1回目の質問で10番議員おっしゃっておられたとおり、国については38ということであります。北海道はそれから、厚岸町の部分では53という表をさせていただきましたけれども、これらの影響については今のところございません。と申し上げますのは、この8月1日基準が引き下げられたことによって、それを理由に保護を廃止される方はまだ発生しておりません。ただ、3年間で激変緩和で下げていくというものですから、また次の実施時期が来年8月なのかまだ聞いておりませんが、毎年、これを注視して、よく見てどういう理由で廃止になったのか、その廃止された場合に当町の各制度に、例えば生活保護受給者はこの所得階層で利用料金を定めますよとか、生活保護自体は利用料はゼロであるとか、そういう規定となっておりますので、生活保護から外れると被市町村民税非課税世帯に移って無料ということにはな

らない場合がありますので、そのときもきちっとその廃止理由を勘案して、従前の基準に合う場合は従前どおり生活保護受給者とみなす使用料だとか、そういう料金と取り扱うようにという趣旨でございます。

したがって、現在、そういう理由で廃止された方おりませんので、今後この2年間、あと2年間ありますので、この中で廃止が出てきて、そういう基準の引き下げによる廃止となれば、これは全課で対応していくと、そういうような考え方でおります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 生活保護のこの基準というのは、言ってみればいろいろなところに影響しますよね、教育委員会の就学援助だとか、そういうのにも当然、影響してきますけれども、今、残念ながら最低賃金はことしから734円と上がったんだよね、若干。若干、上がりましたけれども、それにしたって大幅に上がったわけではないと。

だけれども、こういうものが全部、影響してきているのですけれども、今、厚岸町がさまざまな福祉制度やあるいは教育の機会均等から子供たちが兄弟だとか修学旅行だとか、そういうものをきちんと受けられるようにしようということをやっている制度、さまざまなものに波及をしていくのがこの生活保護の基準なわけで、やはり旧基準というか、これでやっているものから今の説明では、課長の説明ではそれを当面は維持すると、だけれどもこれがさらに下がるということになると、その影響が出てくる、今回は下がってもそうやって従前どおりやっていこうということで、ただ国のほうも調子いいですよ、基準下げておいて地方自治体に通達で余り急激なあれをしたら困るから、地方自治体の判断で影響がないようにしてほしいという、お金をつけてくれて急に変わるからその分を国のほうで面倒見ますよという形でやるのであればいいけれども、国のほうは下げておいて、そして住民には余り影響ないようにしてほしいと、そうすると結果的には町がその負担を追わなければならないということになってくると思うのですけれども、そういう点での影響というのは厚岸町にはあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私、先ほど国の方針に従って厚岸町でも対応していくと申し上げました。これは、できるのは現在、保護を受けている人が、基準を下がったことによって廃止されたと、これはわかるわけです。どういう理由で、どういう水準で、ところがこれから保護申請しようとする人が、あるいはしていない人が保護基準のぎりぎりなのかどうなのかということは、私どもその生活実態を調査しない限りわからないのが実態なのです。

ですから、釧路市は保護の実施機関ですので詳しく実態調査をして保護を決定しますが、厚岸町の場合は北海道がやりますので、ですからそういう水際のところを拾ってあげる、旧制度で拾ってあげるということが現実的にはできないところなのです。

こういったところでは、少なからず財政への影響というのでしょうか、財政というかご本人への影響ですか、そういったこと。あるいは、従前であれば保護になったのに、

今回では保護にならないということもあり得ますので、そういった意味では町の財政のほうにも多少少なからず影響が出るものだというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それでいただいた資料を見ますと、厚岸が厚岸町で保護申請もしてどのようになったかという資料をいただいていますけれども、これは厚岸はあくまでも通過機関で受け付け決定は道のほうでやるということですね、生活保護については。

ただ、そうは言ってもそれぞれ却下されても24年度は大体3件ぐらいずつあるのかなという感じがするのですけれども、一番心配なのは今回、今、法律が改革2法案が今の課長の説明では6日に追加しそうだ、国会がどうなるかわかりませんが、通るのか、それとも紛糾してどうなるのか、その辺が今わからないのですけれども、この改革がもし通れば今までの保護申請だとか、そういうことにもさらにブレーキをかけるようなことが起きてくるのではないのかなと、生活保護制度というのが本当に住民にとっては最後のセイフティーネットというか、砦なのですよね、この制度から漏れるとその人たちの受け皿というか、そういうものがなくなる可能性がある、本当に困っている。

例えば、申請の仕方一つ悪かっただけで残念ながら該当にならなかったと、ところが各地でありますよね。兄弟、姉妹で生活をして、最後には全てのお金を使い果たして、電気もガスも水道もみんなとめられて亡くなっていたというようなことがあったり、厚岸町ではもしそういう人が出るなんていうことが絶対にあり得ないような簡易性もつくっておかなければならないし、あるいは却下された人たちがどういう生活をその後しているのか、そういうことも含めてきちんと調査をしていく、そういうことが大事ではないのかなと私は思うのです。

そういう点では、この人たちがその後どうなっているか、やはり調査するような体制にはなっているのでしょうか。それとも下げられたらもう終わりということで、ほっぴり出して、その次何か言ってくるまで待っているというようなことになっているのでしょうか、その辺はどうなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、先ほどの資料の却下の部分でございますけれども、それぞれ2件、6件、2件、3件、3件というのですけれども、そのほとんどが調査の結果、預貯金や年金収入を合わせると基準より超えていると、つまり預貯金も自分がわからなかったとか、生命保険も自分がわからなかったとか、そういったことがほぼ却下になった理由でございます、その後、資金が底をついてきた、近くなった時点で再度また申請をして、ほとんどの方が受理されている状況でございます。ですから、却下というのはそういったことであります。

問題はわけもなく取り下げるといふ場合があるようではございますけれども、これもやはり却下もまず基本的には取り下げてください、時期を見て改めて申請をしましょうねというふうに一旦取り下げてください。ところが、そういうことが面倒でまた役場には行きたく

ないということは捉えてこないもので、こちらの行政処分として却下という手続きになるようでございます。

実際には、一定程度暮らせるねということでお話しをし合って、時期になったらまた申請しましょうということで、その後の受理されなかった場合は生活の調査されておりまして、連絡来ない場合は当然、「あみか」のほうからもやっておりますし、見過ごしてしまった状況というのは、私の取り扱いの中ではない状況にはございます。

それから、町の体制づくりなんですけれども、そういったことで現在それが十分かということとはちょっとあれなんですけれども、心配されていた保護申請に来ない、行くと面倒な種類を要求される、確かにここら辺が国会の議論の中でもされているようでございます。

今、厚岸町の立場というのは、そこまで詳しく、来た者をただ受けるだけなのです。特に記載不備だとか、そういうこともあっても、大体そのまま受けて、あとは総合振興局でやったほうが、生活実態に合った調査ができますので、あみかに来ることがなくなったということになりますと、それは恐らくその総合振興局との間で、私たちの見えない中でこれから特に強化される扶養義務者ですね、そこら辺に今以上のどうして扶養ができないのかとか、そういったことも今度、追加として聞くようになってきているようございますので、そこら辺で家族にそこまでは迷惑かけたくないとか、そんなことは起こり得るといふふうに私どもも思っていますけれども、それに対する体制については具体的に町としてどうすべきかということについては、また十分、検討できていないということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、最後に課長が言われたことが非常に大問題になっているのですよね。それで、結果的に独立した家庭を持っている、そういう人が生活保護の申請をしたいというときに、扶養義務者というのはどこまでを考えているのかわかりませんが、へたすれば親戚中にお前のところでできないのかというような書類が送りつけられて行くような町もあったみたいなのです。

ですけれども、そういう行き過ぎはやめようという政府のほうからの通達もあるはずなのです。ですから、扶養義務者というのは何かこう、そういう人がいるのではないかというふうに考えますけれども、さまざまなことがあった中で、なかなかそういうことを頼り切ることができない、ところがそういう書類だとか、そういうものがそういう人たちに送りつけられる、そういうことによって結果的に取り下げをせざるを得ない人も結構いるのですよ。

ですから、そういうことが後々の事件事故につながっていくようなことは絶対に避けていかなければならないというふうに私は考えるのですけれども、そのあたりではやはりこの制度が本当に最後の砦になるような制度として生かしていただけるようなものでなければならぬと考えているのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私も議員と同じようなふうに考えます。

やはり、中には保護基準に達していそうな方も、やはりご遠慮して申請に来ないという実態もありますし、そういう中で勇気を出して役場を訪れてくれているわけですから、そういったやはり今までの取り扱いが言うならば厳しくなるというのでしょうか、そういうことで窓口をふさぐというのはやはりよろしくないなというふうに思います。

一方、またいろいろな判決など最近、新聞に出ておりますけれども、例えば若年者が生活保護を一度受けたときに、あるいは受けようとしたときに、近隣の求人率が高いのに就職できないのはおかしいだとか、そういったことで保護を却下しているだとか、地方自治体で保護の決定機関によって、その取り扱いが違う部分が現実的に起きているというところで、そういうマスコミの報道等もあるのですけれども、それは全部ではないというふうに私は思いますけれども、やはりそういうようなあることについてはやはり国民に不安を与える部分だというふうに思いますので、そういうことのないようなことをやはり望んでいるところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう1回ぐらいいいですよね。

●議長（音喜多議員） あと5分。

●谷口議員 やはり、この生活保護というのは、さっきから言っているけれども最後と、やはりみんな思って申請する人も思っているということで、それから今、いみじくもおっしゃった若年層の問題、これはやはりこの近年の経済というか、そういうものの弱みというか、そういうものもすごい出ているようなことだというふうに、よくミスマッチだとか何とかとおっしゃっていますけれども、ただそれだってやっぱり必要なときに必要な手を打つことによってそこを乗り越えたり、またことしの冬に東京のどこかの公園だとかそういうところで炊き出しだとか、そういうものをしなければならぬ人たちがいるのかどうなのか、私は実際にはわかりませんが、そういうことをやっていますよね。そして、どうしても必要なときには生活保護を一時受けてもらおうと、そしてそこで勤労意欲をきちっと高めてもらって、再就職をしてもらおうと、そういうことをやはり行政がやはりただ担当するところだけではなくて、やはりそういう雇用だとか、そういうものにつながる機関ときちんと連絡をとって、そういう場をつくっていくということが大事だと思うのです。

ですから、それらも含めてやはりお互いの連携、それからさまざまな諸制度を活用できる制度についてもただ来るのを待つだけではなくて、こういう制度がやはり利用できると、これをやればあなたも何とか自立ができるのではないのかと、そういうものを組み合わせてやはり説明していくということが大事で、1人でもやはりこぼすことのないような対応をとっていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 他のご質問であったのかどうなのかちょっとあれなんですけれども、ホームレスの関係がちょっと出ましたけれども、これについては国のほうから毎年、年末年始あたり帰るところがなくて、あるいは家がなくて、駅などでそういうことをしていないかという調査をされております、調査というか市町村に求めます。過去には、この私、担当してからは調査しておりますけれども、そのホームレスがいた実績はないというふうに確認をしております。

その就労の関係については当然、総合振興局のケースワーカーがやっておりますけれども、私どももハローワークさんだとか、いろいろな機関に来ていただいて、特に民生委員さんにお話しを聞いていくなどをして、そういった最近の生活保護の状況に加えて自立支援に向けた取り組みというのですか、そんなこともいわゆる民生委員として理解をし、応援できるようにしようということで研修を行わせていただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりましたとおり、質問させていただきます。

1として、空き家対策について。空き家物件で町民迷惑の実態についてお聞きします。

ア、町としてどのくらい把握しているのか。

（ア）すぐに倒壊のおそれがある物件はあるのか。

（イ）空き家になって不審者侵入の事件はあったのか。

（ウ）火災発生になった物件はあるのか。

（エ）暴風雨が多いが、今まで地域に不安を与えたことはあったのか。

（オ）防犯面で地域の不安要因になっていることはないのか。

（カ）不法投棄や悪臭発生の懸念される物件はないのか。

イ、町としての今後の対策について。

（ア）空き家が増加傾向にあると思うか、またその理由について伺いたい。

（イ）空き家の対策に対して条例を制定、または改定しなくてはならない状況になったとき、町としてそのつもりはあるのか。

（ウ）新しい動きで注目されている空き家バンクについてどう思うか。

（エ）今後の空き家対策をどうすべきと思うか。

2、新築住宅の建設の補助金についてお伺いします。

（1）消費税導入に当たり、住宅建築が多くなりつつある現状について。

ア、業者の努力は当たり前を前提として、町外会社の新築住宅建築が多くなればなるほど、町への財政歳入は減少する。この状況をどうとめるかが大きな問題です。解決の方策をとらなければならないと思うが、町の考え方について伺います。

(ア) 町として町外業者により町内業者のほうが歳入があるとしたら、新築住宅、建築に対して町内業者で建築した場合、流出をとめる方策としてエンドユーザーへの新築に対しての補助金制度の創設をしていただきたいと思います。町の考え方を伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の空き家対策についての空き家物件で町民迷惑の実対についてのうち、初めに「町としてどのくらい把握しているのか」についてであります。まず、すぐに倒壊のおそれのある物件はあるのかについて、空き家物件の把握は職員の見回りや町民からの情報により現地を確認し、目視上の調査ではあります。その把握に努めているところであります。

建築物の所有者は、建築基準法第8条の規定により、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時、適法な状態に維持するよう努めなければなりません。

町では、調査の結果60件の空き家を確認しており、その物件所有者及び管理者に対して当該家屋の倒壊や飛散物等により近隣の方や通行する人、車に迷惑を及ぼすこととなるため、建築基準法第8条の規定を順守するよう文書や電話で指導を行っているところであります。

また、調査した中には、すぐにはと言えませんが倒壊の危険性のある物件も数件見受けられる実態があり、これらについても現在、所有者等に指導を続けているところであります。

次に、「空き家になって不審者侵入の事件はあったのか」についてであります。厚岸警察署に問い合わせたところ、平成23年から現在まで、近所の人からの通報による警ら事案や持ち主からの届け出による事件についてはないとのことあります。また、パトカーによる警らの際、空き家については特に監視をいただいております。

次に、「火災発生になった物件はあるのか」についてであります。厚岸消防署に問い合わせたところ、空き家からの火災発生については昭和53年に1件、平成18年に1件発生しているとのことあります。

次に、「暴風雨が多いが、今まで地域に不安を与えたことはあったのか」についてあります。今までにも老朽家屋の隣接者数名の方から、危険であり不安であるとの相談を受けており、それらについては消防署による応急措置を行ったり、持ち主に危険であるので維持保全を努めるよう再三文書や電話にて連絡をし、消防署とも共通の状況把握をしながら、その危険回避対応に努めております。

また、別の例では持ち主が施設に入っていて、老朽家屋の実態について認識ができず、その方の親族へ連絡し維持、保全の要請を行い、その方々による実態の確認はされていましたが、時間的にみずからの対応ができないことから、その方々の了承を得て、町が危険回避のための応急措置を行ったものが1件あります。

次に、「防犯面で地域の不安要因になっていることはないか」についてであります。先ほども申し上げましたとおり、不審者侵入の事件や警ら事案はないものの、それらを含めた不安要因があることは否定できないと考えております。

次に、不法投棄や悪臭発生の懸念される物件はないのかについてであります。自己の解

体した材料を堆積している物件は見られますが、悪臭発生による通報等の事実確認はありません。

次に、町としての今後の対策についての「空き家が増加傾向にあると思うが、またその理由について伺いたい」についてであります。空き家の推移は国土交通省調査でも、この20年間で倍増しており、全国の人口のピークが過ぎ、世帯数は平成27年をピークに下降し、高齢化の進行とともに住宅地においても急速な高齢化を迎え、世帯構成についても単身世帯が増加していく傾向であり、多人数世帯住居が余ることから、空き家が増加する傾向にあり、当町においても平成21年の調査時点では50件、平成23年の調査では60件となっております。

次に、「空き家の対策に関して条例を制定、または改定しなくてはならない状況になったとき、町としてそのつもりはあるのか」についてであります。先ほども申しましたが、空き家問題は全国的課題であり、その関連対策として空き家等対策の推進に関する特別措置法、制定による制度化が予定されているとの情報もあり、その動きを注視しながら空き家等の適正管理に関する規定を勉強してまいりたいと考えております。

次に、「新しい動きで注目されている空き家バンクについてどう思うか」についてであります。空き家バンクについては、他町村でも空き家の情報提供を行っており、現在の厚岸町住宅マスタープランにも賃貸住宅も含めた住宅施策の一つとして示されております。

現在、厚岸町住生活基本計画見直し作業を進める中で、今後の展開について検討しているところであります。

次に、「今後の空き家対策をどうすべきと思うか」についてであります。空き家問題に取り組むに当たって、空き家といっても引き続き使用できるものから、廃屋に近いものまで、また戸建てや店舗や事務所、倉庫など、多数なバリエーションがあります。

まずは実態の把握や町内外の連携、空き家の適正管理による活用方法など、先進地の取り組み事例について調査・研究・勉強を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の「新築住宅の建設の補助金について」であります。町内の新築住宅建設については、過去3年の平均が1年当たり19件で、本年度が11月29日現在で25件となっております。新築住宅着工建設は増加しております。

その新築工事の受注業者割合ですが、13件が地元業者である一方、残念ながら12件が地元業者となっている状況であります。

本年度から厚岸町住宅リフォーム支援助成制度等の助成補助事業を初め、現在までに57件の利用がりましたが、この助成制度の目的は既存住宅の耐震性や居住性の向上を図り、安全・安心な住宅の整備をしていただき、定住を促進することが第一の目的であり、第2の目的として町内業者が施工することを支援助成の条件とすることにより、町内の多岐にわたる業種に経済効果を与え、地元雇用の促進や個人消費を促して町内経済の活性化に結びつけることでもあります。

さきのご質問にもあったように、空き家対策においても空き家バンクの取り組みにあるように、既存住宅の活用促進が望まれており、現在、国においては住宅のストックと空き家の現状から新築中心の住宅政策からストック中心の住宅政策に転換を図ろうとしております。

当町としても空き家の発生を少しでも抑えられないかという視点でのリフォーム支援助成制度創設でもございました。住宅リフォームばかりでなく、住宅新築の促進も定住促進とい



う重要な役割を担っており、その助成や支援は産業の活性化や経済効果が図られることから、今後に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 最近、この普通から考えられないということが想定外という言葉で随分、はやり言葉のようにして想定外という言葉が聞こえてまいります。最近、この想定外が普通になり得るような気象状況にもあります。

そういった観点からも考えて、この空き家問題については相当、深刻な問題に日本国内全体でなっていると。厚岸町と、それから空き家問題の数について、国土交通省の調査という部分でもありましたけれども、本当にここに答弁にもあります20年間で倍増で日本全国で760万戸、全体の13%になっていると、これを平均に並べると8件に1戸が空き家状態になっている。

僕は田舎のほうがどちらかという空き家が多いのかと思ったら、都市部のほうが年々増加傾向にあるということで、田舎のほうが空き家が現実にはないんだなというふうに調べていたら実はそういう結果であるということが勉強されました。

空き家のこの問題なんですけれども、答弁にもありました建築基準法の問題のこともありました。それと同時に、この空き家問題で一番問題とされているのが、答弁の中では空き家の持ち主がはっきりとわかっている場合はいいんですけれども、例えば核家族化が進んで子供と親が同居せず、また親が亡くなってしまった後に居住者がいなくなって相続人が遠方にいるため、管理ができなくなっている状況があったり、また経済的な面でそれを放置してしまっている間に持ち主が死亡という状況にあって、連絡がとれなくなるといった最悪の場合も出てくると。

そういった場合が出てきたときに、ではその空き家をどういう処置をしたらいいのかという問題になるんですけれども、そこについてはどうお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 今、議員からご質問ございましたように空き家問題、いろいろな多種多様なバリエーションがございます。

核家族化によって、その相続人やら、その所有者が特定できないという問題が数多くあり、その空き家対策に関しましては、責務ということで我々は今まで建築基準法であれば、8条の規定によって文書なり、連絡なりして保全に努めてくださいということでやってまいりました。

現実には今、議員おっしゃいましたように特定できない、または1回目の町長の答弁でもありましたように所有者がいるんだけど、なかなかそれを親戚の方にも連絡してもなかなか対応していただけないというような状況でございます。

それにつきましても、現実的には空き家の発生しないような仕組みづくりだとか、そういったことを結論めいた話になってしまいますけれども、そういった策も必要かなと。行政がや

れる範囲、いろいろな行政代執行、それなりの消防法による行政代執行、あるいは建築基準等による代執行、それから廃棄物処理法による代執行、それぞれありますけれども、そういった代執行の点も必要ですけれども、それ以前にもう少しそういう行政としてできることはないのかということで、今、勉強中でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 法制化を進めていく要素があるというふうにも答弁されておりますけれども、公明党の空き家対策プロジェクトチームというのが2013年10月29日に初めて国会で党として、これらをどう進めていくかという問題を提起をして、解決に向かって勉強しているということで立ち上がったということがありました。

これは要するに自治体ばかりに負担をかけるということは、前に進んでいかないだろうということで、要するに空き家でもう住める状況がないといった場合、ではその撤去、解体ということが起き得ると、そういう場合はどうするのかと、その費用についてはどうするのかということがあります。

これは、全国の町村もそうですけれども国絡み、道絡みという、その補助的なものがないと法的にできるのだから、代執行という部分でできるのだからやっちゃおうといってもお金がかかると、小さな十坪や15坪の平屋の住宅であればいいんですけれども、昔の基礎も何もないものであればお金もかからないだろうと思うのですけれども、ある一定程度の建物であれば、100万、150万という数字は当然、一般住宅でも出てきます。

ましてや、その店舗やそういう部分について大きな物件になると相当数の金がかかってきます。これはもう、町でなかなかできない、町村自体でなかなかできないという部分があります。これについてはやはり厚岸町としても国にどんどんと要請をしていってもらいたいというふうに思います。これがまず一つ。

それと、土地の主がわかっている、例えば何らかの処置で解体ができたといった後に、これまた問題があって土地の上に物件が建っていると評価価値というのは下がります、がしかし更地になると速効、家が建てられるといった有効の値が高くなると土地の評価が高くなるという、一般的に不動産、一般的な民間での取り扱いについてはそういうことに誰しもわかっていることだと思っておりますけれども、一般的にはそういうふうになっています。

だから、物件があるうちは評価額が下がっているから壊すと評価価値が高くなると、そういった部分で壊すのをなかなか断念しがたいという状況もあります。こういったことも行政指導の中でどうしていくかという懸念材料もあるというふうになっています。

この部分については、町村の条例改正か何かをして税の軽減措置というものを図った上で、危険物についての撤去を願いたいという措置までもしなければ、そういう解決にはならないのではないかとこの部分で、第1回目の質問でしたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ご質問の第1点目の国に要請して、行政としても、厚岸町としても国に要請していったらどうだというお話でございます。

国では空き家等対策の推進に関する特別措置法がということで、今国会に提出予定ということでは情報がありましたけれども、まだなされていないということで国土交通省においても、その素案をもとにいろいろな制度拡充を空き家再生等推進事業の制度拡充として老朽化した建築物の除却を事業の対象にしようじゃないかというような動きも、そういう情報も来ております。

さらに今後、26年度予算、解散要求、国土交通省の住宅局ですけれども、空き家対策関係で今までどおり以上にそういった全国的な課題である空き家対策関連、企業をつけていきたいという情報がありますので、その辺も含めて厚岸町としてもその事業に乗る形でいろいろな制度を考えていきたいなというふうに思っています。

それと、2点目の更地になってその土地の評価が上がると、除却費の補助についてどう行政的に指導していくのだというお話ですけれども、まさしく議員おっしゃるとおりに更地のほうがこれから建てる方については除却費が当然、その家がある場合にはかかります。その経費を誰が持つのだと、なければ更地ですんなり新築住宅なり建てれるのだけれどもということで、やはり物の価値としては更地のほうがあるというのが一般的でございます。

その除却費の補助だとかも含めまして、先ほどから申しましたように国の動向も踏まえまして、そういった除却に対する助成制度なりが拡充されるということがありますので、その辺も注視しながら考えていきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 山間部の中山間事業ということで、特に農家関係の古い建物については中山間事業の中で、サイロだとか、牛舎だとか、古い建物については資金援助があって、その中で解体とかいろいろなされている部分というのがありますけれども、一般的な部分については今まで何もなかったということで、法制化を進めていって、町村に多大な負担をかけないようにしていこうという目的ということで、法制化していこうということのものだと思うのです。すごくいいことだと思うのです。ぜひ、厚岸町としてもその法制化を早く進めていただくよう、要望していただきたいと思います。

それで、何でもかんでも理事者側に、町長にお金を出して何でもかんでもやれということは、なかなか難しい問題に最近なっていますけれども、この空き家対策についてはいろいろな法律面、それから個人の財産というのが絡んでくるので、私がやはり第三者、有識者などを入れた厚岸町だけでやるのではなくて、いろいろな有識者、第三者を入れた中で、例えば行政書士の先生だとか、司法書士の先生とか、建築士だとか、諸々の協会だとかを入れた専門的な人たちを入れた、ぜひこの機会に検討委員会を立ち上げて、もっともっとそのいろいろな情報を得て、このものを早急にやっていくためには、そういった部分が必要ではないかというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 空き家問題に関しましては、今、議員おっしゃったようにいろいろな対策が必要です。

町長の答弁にもありますように、環境だとか、防災だとか、安全だとかで、一部署で解決できる問題ではございません。

今、議員おっしゃったような第三者的な有識者集めた委員会をつくってはどうかというご提案であります。実は、北海道の中でも後志総合振興局管内では、その取り組みでかなり発展的なことをやっております。

その辺のことも勉強をしながら、ここは1町村だけではなくて管内、その後志支庁、総合振興局管内、いろいろな町、ニセコ、倶知安、余市だとか、いろいろな町がありますけれども、それぞれ空き家にしても状況が違います。ですけれども、それぞれ連携することによってどう解決したらいいのだろうかというようなことも、かなり先進的に進めているという情報があります。

その辺の状況を勉強しながら、今、議員おっしゃったような厚岸町だけでなく、釧路総合振興局管内でもそういう話題にも今なっておりますので、そういった連携も含めて考えていくということで、今、見通しとして考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 課長も勉強はされて知っているということを今、理解いたしました。

僕も調べたのです、それぞれの振興局でもそれに取り組んでいると、内容が、取り組みの仕方が随分違うというお話しも聞きました。というのは、ニセコとかそういった地域については、バブルのときの振興地ということで、どんどん山を切り開いて、特に外国人も相当数いると、それからバブルがはじけてしまった後に放置された物件も多数あるといった部分が、では厚岸町にもその物件があるのかというと、それはないと、大きく代表的な説明の中で取り上げたものを僕は読んだんですけれども、そういった町村、地方によって随分、中身が違うということも勉強させていただきました。まさに、課長が言ったとおりだと思います。

そういったこともあるので、町村ごとには、この市町村でやったから、向こうの振興局でやったから釧路もそれでいいだろうということには到底ならないという部分があります。がゆえに、この地域をよく知り得た人たちを交えた有識者を取り入れながら検討委員会というのをぜひ立ち上げていきたいというふうにさらに要望したいと思います。

まず、それでお答えしてもらいたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、各自治体、各町で状況が違うだろうということで、それぞれのニーズに合ったというか、状況に合った、そういった検討をする組織をつくってはどうかというご提言でございますので、そういう方向に向かって進めていきたいと、こういうふ

うに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 空き家の問題でもう一つ、新潟県の長岡市のホームページに出ていました、この空き家バンクの取り扱いなんですけれども、ほかにもいろいろと代表されるところがいっぱいあるんだろうと思うんですけれども、この新潟県の長岡市の部分で見させていただいた、その中身については時間もないのでとやかく申しませんが、要は持ち主がはっきりしていて、ある程度、住める物件があったら、そこをぜひ空いているのであれば、そこに住める許可ができるのであれば、そこに住んでもいただきますという考えです。

たまたま、厚岸町には不動産屋さんというのがこの町に一時的にはあったのですけれども、どういった理由かわかりませんが、ある程度の商売的なものができ得ないというか、利益性がないということで撤退をしてしまったというふうにお聞きはしているのですけれども、たまたま厚岸町には、ございません。

何を、それはたまたま社長が知っている人だったものですから、内容等を聞いたらそういうことだったということなものですけれど、ただ100%いなくなったわけではなく、問い合わせ等について、厚岸の物件の紹介や売買についてはいまだにまだやっている状況ですけれども、たまたまその不動産屋さんが仲介屋さんがいないといったことで、町民にとってここから町、転出する人も転入する人もいますけれども、そういった状況、情報を提供する場所がいささか少なすぎるというのが現実だと思います。

不動産屋さんがそこに介入すると当然、紹介料だとか、売買にすると手数料というのが図ってくるわけです。そこに厚岸町がそこで空き家バンクという、その取り組みをするとすると、かかる例えば印紙の契約だと、そういうものについては当たり前かもしれないけれども、仲介だとか、それから転売についても手数料だとか不動産の宅地、建物取引承認という面しかないといった部分でお金がかからないと、大変、重宝しているというお話もありました。

そういった部分で、これからも検討しなければならない部分だと思います。これは、今すぐにできるものではないというふうに思います。今後のその公営住宅のストック計画とか、答弁にもありましたいろいろな取り組みがありますけれども、そういった既存住宅の活用と節目が望まれており、空き家の部分についてのその支援をしていかなければならないということもありました。

今後の取り組みとしとして、そういうことも考えていかなければならないというふうに思うのですけれども、そういう気持ちはあるのかどうなのか、もう一度聞きたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 空き家バンクのお話しでございますけれども、空き家を有効的に空き家を発生させないという意味からも、空き家バンクという制度ですか、取り組みをさ

れているところが道内含めてかなりあります。

あくまでもそういう不動産会社だけに任せておくということではなくて、そういう情報を行政としても仲介しましょうということで、いろいろなホームページも含めてやられている部分もあります。

ある近隣の町では、先ほど議員がおっしゃったように不動産屋がないということで、ある近隣の町ではアパートだとか賃貸物件だとかがスーパーの出入口に掲示されて、これはすごく情動的にいいなというのがありました。厚岸町を見ても二つのスーパーがあるのですが、そういった情報が掲示されていないと、どこに聞けばそういう状況がわかるのだろうか、議員おっしゃったように不動産屋さんがいないということでございます。

ただし今、住基本計画策定の中においても、たまたま今回、委員会を立ち上げて不動産にかかわっている方2名、前回よりも1名ふやさせていただいて今そういった取り組みをどうしたらいいかということで委員会の中でも考えております。特に、先ほど不動産屋さんがいないということでございましたが、1件ホームページを開いて土地情報だとか売り家情報だとかという情報をやっている方もございます。

そういったものも含めて、厚岸町なりが、厚岸町がそういう商売ができるわけではございませんけれども、そういったところに厚岸町のホームページを見ればそこにリンクしたり、いろいろな商売のお手伝いをするという意味ではなくて、情報の提供として厚岸町がかかわっていけるのかなという部分もこれから勉強させていただきたいというふうに思っております。

そういった仕組みを考えていくという、家を売りたい人、家を買いたい人という情報をそういう厚岸町全体のバンクという意味の中で推進していきたいなということで今、住基本計画策定の中でも今、考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 よろしく申し上げます。

続いて、新築住宅建設の補助金について質問したいと思います。

いろいろな考え方があると思いますが、まずこの経済波及効果というものがあリまして、例えば厚岸町の町内業者が住宅を建てた場合、それから町外の業者が建てた場合、これは明らかに経済波及効果ということを考えると当然、地元業者に建てていただきたいということは税収面でも当たり前なのですけれども、ここで経済効果がどのくらいあるのかというのを試算していただきたいというふうにお問い合わせはしておいたのですが、町としてはまだその試算はしていないということで、データ的には出してもらえなかったのですが、それはそれとして例えば町がというよりも、一般的にこの世の中に捉えられている数値として、例えば2,000万くらいのものであるとかという、その数字を抜きにして、一般的にどのくらいの経済波及効果が何.何倍があるとかというお話しがあるのですけれども、その数値については一般的にでよろしいので、どういうふうな数字で認識しておられるのか、そこを聞きたい。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） 今回、住宅リフォーム支援助成をやらせていただきまして、先ほど町長の1回目の答弁にもございますように57件の助成があります。町内業者進めまして工事量とすれば約7,800万円ということで事業が進んでおります。

一般的に、今、議員がおっしゃいましたように、相当昔の話なのですが、以前に釧路総合振興局、昔の釧路支庁ですけれども、1棟2,200万の住宅を10棟建てれば、最終的にはどのぐらいの需要になるだろうかというようなご相談もさせていただいたことがあります。最終需要額は2,200万の10棟ですので2億2,000万の需要額があるということで、雇用者数も伸びるだろうと、それからいろいろな多種多様な業務にも建築業というのはいろいろ資材、いろいろな関連産業も生まれますので、かなりの範囲で波及効果が出るだろうということでございました。

実態的な数値としてはなかなか出てきませんで、関連も含めてその時点では付加価値生産額として生産額2億2,000万、2億に対しまして1億5,000万ぐらいの付加価値の生産額が出るだろうというようなデータをいただいた経過もございますが、特に今2,000万やってどのぐらいだという数値は押さえていませんので、これまでの回答とさせていただきたいと思えます。

- 議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

- 竹田議員 データを出す上で非常に難しいということをお聞きしました。というのは、例えば住宅を建てるに当たって、例えば木材を使うということになると、まず山から木を切ってという話から始まるそうです。それらを全部無視して、とにかく製材、製品になったところからの入荷をしてからの出発点に考えるという人もいます。それらを全く無視して、とにかく製品を入荷するというのを全く無視して、実際、入荷をかけてこの町内でもし建てたと、市で建てたと、地域はどこでもいいですけれども、その場所で実際に建てたときの試算計を出した場合、それから山から木を切ってからの始まりの試算の初め、それから仕入れを全く無視したやり方ということで、この3パターンがあるそうです。

たくさん見せようとなると、山から木を切って始めたほうが絶対効果的にはあると、その効果的なことを考えると2.63倍という数字も出るのですということですよ。それは山から木を切ってというのは、要はブルドーザーでまず山林の何もないところにブルドで持って行って道を開くところから始まります。そういった部分ではなくて、普通的にはこの地域から物を買ってというふうになるのですけれども、この地域から物を買ってといっても、この厚岸町のことを考えるとほとんどが釧路市内の間屋、または帯広、札幌なんですよ。地元業者から買うということは全くない、全くないのか、多少あるのか、その仕入れの建築屋さんには聞かないとわからないのですけれども、であるならば厚岸町に通ずるデータというのは何なのだろうと考えると、仕入れも山から木を切ってというのは全く無視して、4・4で規則から始めて、仕上がるまでの、この部分が一番効果的な経済波及効果は幾らになるだろうという試算をすることが一番ベターだろうというふうに、ある支庁から勉強させていただきました。

このことを踏まえて、この部分についてはいろいろなデータを今回のそういった部分のデータを出すと、実際、本当に経済効果がどうなのかということを出すと、町民もその数値を見ると考え方も変わってくるし、今まで出したことないんだといった理事者の方も町長も含めて、我々もそのデータを出していただけるとすごく便利だし、はっきり言ってその数値は今後、使っていける数値だというふうに思います。

まずそこをぜひ理解していただいて、出してもらいたいなというふうに思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

経済効果の件であります、これは私どもが発注いたしております公共事業についても通ずるものであると思って、同様のものであると思っております。

数値については詳しくこの場では言いませんけれども、やはり地元が発注するということにおける経済効果はもちろん高くなるわけございまして、住宅につきましてもやはり地元業者に施工するということによる経済効果、これは間違いなく大きいと思っているわけございまして、そういう面においては地元業者に施工していただくというのは、これは公共事業についても、またもちろん個人の住宅につきましてもそういうことは言えるだろうと、そういうふうに認識をいたしております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 大変、ありがたい言葉だと思います。

最後をお願いなんですけれども、ここ数十年間きて、やはり答弁にもありましたが新築住宅の着工棟数が増加傾向にあり25件、何か聞くとところによると40数件、50件という年もあったように一時的に、何十年前かわかりませんが、そのような年もあったと、最近はその10数棟、20棟を切るというのがずっと続いてきたのですけれども、ここにきてやはり25棟、約半分半分の地元業者、そして地方業者と。僕は、この冒頭にも聞く前に話をしました、業者の努力というのはもちろんですといった中で聞いたわけですが、地元業者が努力して半分とっているからいいじゃないかと、こんなご時世で、あらゆる町村に厚岸町からも出向いているんだし、向こうからも来ているのだからお互い様だろうよという人もいます。であるならば、経済効果のこと何も考えなくてもよくなっちゃうだろうなというふうに思うのです。

ただ、我が町は我が町で、我が自身が守るといふことの部分については、それは放置しておけない実態だろうというふうに、この数値を見ても明らかだと思います。その上で、もう一度お聞きしたいと思っておりますけれども、今、なぜ多いのかというと、もうわかっているとおりですよね、消費税が5%から8%、8%から10%になっていくわけです。この数字の中で、皆さんは少しでも損をしたくないといった部分で早く家を直す、建てたいという気持ちが先行しているのだろうと思うのです。

この裏には、本当は今、需要が多いから物価資材が高くなっています。建材1枚1枚



も高くなっています。だから落ち着いて建てたほうが3%、5%よりも、落ち着いてから建てたほうが本当は住宅は安く建てられるんだよという経済的なものを申すジャーナリスト的な人もいます。僕もある程度、当たっていると思います。がしかし、世の中の実態はふえているということでもあります。ことしはともかく、来年、再来年についても需用が伸びていくと思います。できれば、冗談の言葉でないですけども、いつ補助金を出すのですかと言ったら、「今でしょ」というくらいの気持ちでやっていただければなど、作業を進めていただきたいというのが本音です。最後にそのことを聞いて終わりたいと思います、町長いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 住宅はこれから新築がふえてくるであろうと、竹田議員も専門家でございますので、そのお話を聞きまして大変、頼もしく思ったわけでございます。それをどう厚岸の経済の活性化につなげていくかという行政も責任あると思っています。

しかしながら、一方、個人のニーズに合った住宅建設というものも、建設するほうではなくてもらうほうからは当然、そういうことに相成るだろうと思っています。

当然、そういったしますと相反する業者につきましては、やはり努力によって、技術をも含めて、そのニーズに合うものを建設するというのも大事なことでありたいと思っています。

一方、しからば地元業者に施工してもらおうという行政の立場からすると、いろいろな工法支援が考えられるであろうと思います。そこで、きょう本日、竹田議員からご質問のありました地元業者に対する支援というものは私は重要だと思っています。第1回目の答弁で今後に向けて検討いたしたいという結びになっておりますが、それが私の気持ちです。

ですから、今年度の25件のうちでも地元業者が13件しかなかったという結果であります。行政の支援によってさらに地元業者が施工できる環境というものが整うのかどうか、それも含めて十分に考えていかなければならないであろうということで、私は認識をいたしているわけでございまして、そういう意味においては地元業者に対する支援、どうあるべきか、財政も含めて今後、検討させていただきたいと思っていますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思っています。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 町長の結論というか、答弁の後に私がお答えするというのはちょっとやりにくいのですが、今、町長おっしゃったように新築住宅に関しましても、当然、答弁にもございますように町の経済の活性化、地元業者の育成にもつながることでございまして、町長おっしゃるような支援については財政状況も踏まえながら検討していきたいということで、よろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のありました8名の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は、午後3時30分といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち横井久美委員が平成25年12月31日をもって任期を満了することになります。

つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で人格執権高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案書1ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町宮園3丁目148番地。

氏名、横井久美。

生年月日、昭和19年1月1日。

性別、女。

職業、無職であります。

また、横井氏の学歴と職歴を次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第9条の規定により、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。
  
- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。  
本議案につきましても、諮問第1号で説明した内容と同様に、西條俊介委員が平成25年12月31日をもって任期を満了することになりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格執権高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を、当該委員候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。  
議案書3ページをごらんください。  
住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目8番地。  
氏名、西條俊介。  
生年月日、昭和24年4月21日。  
性別、男。  
職業、宮司であります。  
また、西條氏の学歴と職歴を次のページに記載しておりますので、参考に供してください。  
なお、任期は同法第9条の規定により、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間であります。  
以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第93号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第93号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち濱秀利委員が本年12月23日をもって任期満了となります。

つきましては、同法第4条第1項の規定により、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育、学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き、当該委員に任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

議案書5ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目104番地。

氏名、濱秀利。

生年月日、昭和35年11月18日。

性別、男。

職業、会社役員であります。

また、濱氏の学歴と職歴を次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第5条第1項の規定により、平成25年12月24日から平成29年12月23日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番。

●堀議員 本議案の同意を求める方については、再々任ということになると思うのですが、当然、理事者側のほうとしましては、前任、前回も教育委員会でありますから4年間の教育委員の中でも発言や何か、そういうものも十分吟味され、当然、今回も再々任の同意を求めるものだというふうに私のほうでも思うので、それについてはいいんですけども、ただ一つお聞きしたいのが今般、中教審、中央教育審議会のほうで教育行政の最終責任者を首長にしようというような答申が出されております。

という、そのような答申を受けたときに、今後、その教育委員会の教育委員の法的な位置づけとか、そういうものも変わってくる可能性があると思うのです。そのようなもの、変わる、では任期中に変わるかもしれないというものを今回、同意を求めるこの方について、そのお話しをした中でそのような承認というものは受けているのかどう

なのか、それだけを確認したいと思うのですけれども、お願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

本人の人格識見、先ほどお話ししたとおりであります。そういうことで再任をお願いしたわけではありますが、中教審の教育委員会のあり方についての答申、いろいろなご意見があるようであります。私自体も意見を持っている1人です。やはり、教育委員会は中立性を賜わなければならない、そのように考えている1人です。

そういう中で、首長に対する権限を与えるという考え方があるようではありますが、やはり今、申し上げましたとおりで、教育委員会の重要性を考えますと、教育委員の役割は極めて大きいと、このように考えておりますので、特に今、厚岸町の教育における課題、いろいろあります。学力の問題、さらにはまた教育行政に関する問題等々、いろいろある今日であります。

そういう中で、再度、濱委員にお願いをし、そういう教育委員会見直しという課題がありますが、なお一層、その難題を乗り切って厚岸の教育振興発展のために教育委員として發揮をお願い申し上げたいということで提案をいたした次第でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、それらの話の中で今、その中教審の答申の話といった中で、本人とはこれについてはお話しは特段されていないと、万が一なって、教育委員としての法的な性格が変わったときに、いやいや私はこういうことで受けたのではないというようなことというのが起こり得るかと思うのですけれども、そういうようなおそれというのではないというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度のご質問でございますが、当然、教育委員会としては今回の答申についても熟知をしているものとすると私は認識をいたしております。私以上に認識しているであろうと、そういう私の気持ちであります。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますと

おり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第94号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました、議案第94号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

くらしの交流広場における事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

1、相手方は、厚岸群厚岸町宮園1丁目307番地、大澤悠河親権者、大澤隼人氏であります。

2、事故の概要は、平成25年10月8日、午後4時ごろ。相手方の小学3年生の子供がくらしの交流広場トイレの裏で遊んでいるとき、つまづいて転倒しました。その際、トイレの屋根と壁の取り合い部分の下部の屋根がはがれ、ネジが5本むき出していた箇所にて臀部をぶつけ、ジャージと下着が破れ、臀部縫合するけがを負わせたものでございます。

過失割合については、施設の管理維持が不適切であったためであり、町が100%であります。

3、損害賠償額は、5万8,090円であります。

内訳については、治療費等が4万7,590円、ジャージと下着の損害額が1万500円でございます。

相手方の小学3年生の子供は、この事故で臀部裂創と診断され、治療期間は事故が発生した平成25年10月8日から、平成25年10月15日までの8日間で、このうち通院日数は3日間を要しましたが、治療が終わり、示談が成立いたしましたので、このたび損害賠償の額を定める議案を提出させていただいたところであります。

また、賠償金につきましては、厚岸町が加入しております損害保険会社の全国町村会総合賠償補償保険により対応するため、本議会において補正予算に計上させていただいております。

なお、事故の原因となった箇所については、事故の発生の翌日、応急処置として5本のネジを取り除き、立ち入らないようにバリケードを設置し、10月17日にはモルタル補修により修繕を終えております。

町民の憩いの場である広場での事故であり、相手の方の人身に損害を与えたことを反省し、町有施設の維持管理を一層徹底して行い、広場での事故の再発防止に努める所存であります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 3 時47分休憩

午後 3 時47分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 申しわけございません。

今、提案理由の説明の中で、事故の概要の際、ジャージと下着が破れという表現を、そういう発言をさせていただきましたが、正式にはジャージと下着が破け、臀部を縫合するけがを負ったということでございます。

その辺、訂正のほう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第95号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

- 管理課長（佐田課長） ただいま上程いただきました、議案第95号 損害賠償の額を定

めることについて、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書8ページをごらんください。

体育の授業中に児童が蹴ったサッカーボールで自家用自動車に損傷を与えた損害を、次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について、ご説明いたします。

1、相手方は、厚岸群厚岸町梅香2丁目101番地、竹内亜理沙氏であります。

2、事故の概要であります。平成25年9月9日、午前9時15分ころ、真龍小学校の3学年の体育の授業中、児童が蹴ったサッカーボールがフェンスを飛び越え町道を走行中の自家用自動車に接触し、当該、自家用自動車のボンネット及びフェンダー部分の塗装に損傷を与えたものであります。

3、損害賠償額は、金6万407円であり、車両の修理費であります。

なお、この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただき予定であり、今議会において補正予算を計上させていただいております。

教育委員会におきましては、その後の対応として、ゴールポストの位置の変更を指示し対応しております。

また、現在は冬に向かっており、外でのサッカー授業及び少年団活動は行われておりませんが、シュート時にボールがゴールポストを外れてもフェンスを越えないよう、ネットを張る作業を行いました。

今回、体育の授業中にこのような事故が発生しましたことは、大変、残念であり、申しわけなく反省をいたしているところでありますし、教育委員会といたしましては、事故防止に向けた指導をさらに行ってまいります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今回の大したことなくとってはちょっと相手方には失礼なんです。人身事故になったりしなかったというのは不幸中の幸いだと思っています。これ、ボールが飛び出してきて、慌ててハンドル切って対向車にぶつかったなんてことだって、可能性としては全くないとは言いきれないわけですね。

それで、今、この該当になった学校に関しては教育委員会のほうですぐ措置をとったというお話を聞いたのですけれども、ほかの学校も含めて絶対になんてということはできっこないと思いますので、それは全く予期しないような状況でボールが飛び出すことはあると思うのですけれども、ほかの学校も含めて構造的にそういう危険がないかどうかということの調査、あるいはもうちょっとこうしたほうがよりそういうことを防げるのではないかと。似たようなことが起きて、今度は大きな事故になってしまっていて、それからというのではいわゆる後手に回りま



すので、こういうことが起きなきゃいいんですけども、今回起きたことを薬にして、よりよい手を打つということが大事ではなからうかと思っておりますので、その点についてお聞かせください。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの議員、質問ありましたように、今回の事故におきましては幸いにしても人的被害がなかったということについては、胸なでおろしているところであります。

他の各学校でのグラウンド状況を見ますと、サッカーボールを使って道路に出るといような状況には今なっていないように認識しておりますが、さらに学校との調整をしながら再度、確認をした中でこのようなことがないようにきちっと図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 くどくて申しわけありません、簡単にします。

サッカーボールだけではないのですよ、似たような事案というのはほかにも考えられるわけですから、サッカーボールならまずないけれども、テニスのボールだったいいんだとか、そういうような種類の問題ではありませんので、そこを含めて総合的にお願いしたい。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいま議員おっしゃいましたように、このたびはサッカーボールの事故でございましたが、小学校、中学校通しまして、いろいろな活動しているわけです。野球におきましてもそうですし、その他の行事等もあつたり、道路に出るとい子供たちもいろいろな授業の中で当然、出てくるわけですから、そういうことも含めまして安全対策には万全を期していけるように再度、校長会、教頭会の中でお話しをしてまいりたいというふうに存じます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第96号 土地改良施設の災害復旧についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第96号 土地改良施設の災害復旧について、その提案理由を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

平成25年9月の台風18号は、当町にも暴風と大雨により大きな被害をもたらしましたが、その中で尾幌地区と大別地区では国営事業で整備した明渠排水路の護岸ブロックが破損する被害を受け、太田地区では道営事業で整備した営農用水施設で、取水施設の冠水や配水管が露出するなどの被害を受けたところであります。

これらの明渠排水路や営農用水施設は、土地改良法に基づく土地改良事業により整備がなされ、土地改良施設との位置づけがされております。

このため、土地改良施設の復旧事業計画については、農地、農業用施設災害復旧事業の対象となることから、この災害復旧事業により整備を行うため、土地改良法第96条の4第1項で準用する、同法第88条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その内容であります。

1として、災害の名称は、台風18号災害（9月16日）でございます。

2として、箇所番号及び事業名でございますが、箇所番号につきましては災害復旧事業の申請に当たり、事業箇所を特定するために北海道がつけた整理番号でございます。

①は、箇所番号662 - 1、尾幌地区農業用施設災害復旧事業でございます。

②は、箇所番号662 - 201、太田宏陽地区農地災害復旧事業でございます。

③は、箇所番号662 - 202、大別地区農地災害復旧事業でございます。

④は、箇所番号662 - 203、太田第1地区農地災害復旧事業でございます。

10ページをお開きください。

参考として、施工箇所位置図を添付しておりますが、各地区の事業箇所示す黒丸の位置が6ミリから7ミリ、上方にずれてしまっております。大変、申しわけございません。修正したものを別途、説明資料と一緒に配付させていただきましたので、そちらの施工箇所位置図を参照していただきますようお願いいたします。

次に、別に配付させていただいております、議案第96号説明資料をご参照ください。今回の災害復旧事業につきましては、国の災害査定が12月11日と12日に予定されているため、正式な事業費及び工事内容につきましては、その災害査定の結果によって決定されることとなります。

そのため、事業費及び工事内容に変更が見込まれることから、議案書に記載することができないため、概算の事業費及び工事概要について、この説明資料により説明させていただきたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

まず、①は箇所番号662 - 1、尾幌地区農業用施設災害復旧事業でございますが、施工年度は平成25年度、名称は662 - 1、尾幌地区農業用施設災害復旧事業。工事場所は、厚岸群厚岸町尾幌2998番。工事概要は、明渠排水路災害復旧事業で連結ブロック工、長さ45メートル、概算事業費は537万8,000円、施工方法は請負でございます。

次に、②箇所番号662 - 201、太田宏陽地区農地災害復旧事業につきましては、施工年度は平成25年度と26年度の2年間となっております。名称は、662 - 201、太田宏陽地区農地災害復旧事業、工事場所は厚岸群厚岸町太田宏陽51番、工事概要は営農用水取水施設災害復旧事業で、動力制御盤・非常用発電装置・遠隔制御装置一式、概算事業費は4,251万円、施工方法は請負でございます。

次に、③箇所番号662 - 202、大別地区農地災害復旧事業につきましては、施工年度は平成25年度、名称は662 - 202、大別地区農地災害復旧事業、工事場所は厚岸群厚岸町大別52番1、工事概要は明渠排水路災害復旧事業で、連結ブロック工、長さ104メートル、概算事業費は1,475万6,000円、施工方法は請負でございます。

次に、④箇所番号662 - 203、太田第1地区農地災害復旧事業につきましては、施工年度は平成25年度、名称は662 - 203、太田第1地区農地災害復旧事業、工事場所は厚岸群厚岸町太田3の通り28番3、工事概要は営農用水配水管災害復旧事業で、配水管布設替長さ99.6メートル、塩ビ管管径100ミリメートル、概算事業費は200万円、施工方法は請負でございます。

次に、予算措置の状況でございますが、①の尾幌地区農業用施設災害復旧事業と③の大別地区農地災害復旧事業につきましては、10月10日開催の第1回臨時会において、実施設計委託料の土地をいただいております、工事費については今般の補正予算案に計上させていただきます。

また、②の太田宏陽地区農地災害復旧事業のうち、応急復旧工事分147万円と④の太田第1地区農地災害復旧事業の工事費については、10月10日の第1回臨時会が措置いただいております。

残る②の太田宏陽地区農地災害復旧事業のうち、本工事分の4,104万円については、発電機等の調達に3月までに間に合わないため、今年度内に工事が完成できないことから、新年度予算での措置を考えております。

なお、国の予算の状況によっては、3月議会での繰越措置も含めた補正予算措置が必要になる可能性もありますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。  
10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっと、この事業内容について教えていただきたいのですけれども。①、

それから③の連結ブロック工というのがありますけれども、これは川底に敷かれているブロックなのか、それとも側といか、外側にやっているブロック工なのか、あるいはあそこの尾幌の場合は、この川は、落差溝なくて、何か段々畑じゃないけれども、段々になっているような川底をつくっていると思いますけれども、そういうものなのか、ちょっとこの両方を教えていただきたいと思います。

それから、この2番目なんですけど、今回の事業での取水施設は今後の冠水とか、そういうものに耐え得るものを考えてやられるものなのかどうなのか、そのあたりもちょっと教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ①と③の連結ブロックでございますけれども、その場所によって横から下までずっとなっている部分と、横だけの部分とあるんですけども、その中で全部行っている場所と、部分的に浮き上がってしまったような場所がありまして、それが施工区間が一応45メートルと104メートルということで、全部行っている場所もありますけれども、そうでない場所、部分的に浮き上がってしまったというような場所もありますので、それぞれの場所を復旧するという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） ②番目の太田宏陽地区の営農用水の取水施設の関係なんですけど、これは今回いたしました上水道の取水施設の隣に立っているもので、やはり同じ水位で冠水しまして、全ての機器が動かない状態になります。

ここの施設は、平成4年ぐらいに一度冠水対策を行っておりまして、内部の機器を1メートルほどかさ上げした状態で設置されておりました。ただ、しかし、今回の台風18号による増水でこの対策もむなしくといたしますか、全部冠水してしまいました。

今回、復旧に当たっては今回の水位では冠水しない程度に、さらに機器をかさ上げした上で復旧する予定であります。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第97号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
  
- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第97号 町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。  
議案書11ページをお開きください。  
地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、原則として、同年4月1日に施行されました。  
この改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に交付され、原則として平成28年1月1日より施行されることとなりました。  
これにより、法例に準拠した課税をするため、町税条例の一部改正について、本定例会に上程するものであります。  
改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第97号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例の一部を改正する条例の概要により行います。  
新旧対照表をごらんください。  
1 ページ、第33条の6の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について、公的年金から特別徴収されているものが町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続する規定の整備であります。  
第33条の6の5は、年金所得に係る仮特別徴収額等について、算定方法の見直しによる規定の整備であります。  
2 ページ、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、上場株式等にかかる町民税の課税の特例が追加されたことに伴う引用条項の追加であります。  
2 ページから3 ページにわたり、附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等に特定公社債の利子の追加があります。  
4 ページ、附則第19条及び5 ページ附則第19条の2は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税への改組であります。  
6 ページから7 ページ、附則第19条の3、第19条の4、第19条の5は、所得計算細目の定めを削るための町の廃止であります。  
7 ページから9 ページ、附則第19条の6は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、計算細目の定めを削るための廃止であります。

9 ページ、第20条は、所得計算細目の定めを削るための廃止であります。

11 ページ、第20条の2は、条の削除による条番号の繰り上げにより、第20条に改め、それによる引用条番号の変更であります。

12 ページ、第20条の3は、繰越控除の計算細目の定めを削るための廃止であります。

13 ページから15 ページ、第20条の4は、条の削除による条番号の繰り上げにより、第20条の2に改め、それによる引用条番号の変更であります。

15 ページ、第20条の5はみなし及び読みかえ規定の定めを削るための廃止であります。

次に、改正内容について、概要資料でご説明いたします。

概要その1は、個人、町民税の公的年金等からの特別徴収税額の算定方法の見直しであります。現行では、4月、6月、8月の仮踏襲額は前年度分の10月、12月、2月の本徴収額を3で乗じた額であります。改正案は前年度の免税額の2分の1を3で乗じた額とするものであります。

表の下段に例を示しておりますが、現行では一度生じた1回ごとの徴収額の不均衡が平準化しないことになりませんが、改正案では免税額が2年連続で同額となった場合に平準化することになり、納税者の1回ごとの納税額の差を緩和することになるものであります。

施行期日は、平成28年10月1日であります。

概要その2は、譲渡所得の分離課税対象の追加及び株式等の損益通算範囲の拡大であります。

現行は、分離課税の区分を公社債、上場株式、被上場株式の3区分とし、損益通算の可能範囲を表記の二つのパターンとしておりました。

改正案では、公社債の譲渡損益を追加し、特定公社債、上場株式一般公社債、一般株式の4区分とし、損益通算の可能範囲を表記の一つのパターンとするものであります。

施行期日は、平成29年1月1日であります。

以上で、議案第97号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、議案第98号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました、議案第98号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、この改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する規則が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたところであります。

これに伴い、厚岸町国民健康保険税条例においても同様の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部について改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております、議案第98号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

改正内容につきましては、附則の改正でございます。

附則第3項は、上々株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定であります。上々株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の率が対象に追加されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

附則第6項は、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定であります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税等を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上々株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い、規定の整備を行うものであります。

附則第7項及び第8項は、上々株式等に係る譲渡損失の損失通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定であります。損失通算及び繰越控除についての計算細目の定めを削るための廃止であります。

また、上々株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、新たに第7項として、上々株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例として規定するものであります。

附則第9項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定であります。計算細目の定めを削るための廃止であります。

附則第10項につきましては、前段の二つの号を削ったことに伴い、第8項として項番号の繰り上げを行うものであります。

附則第11項につきましては、先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定であります。計算細目の定めを削るための廃止であります。

附則第12項及び第13項につきましては、前段の三つの項を削ったことに伴い、それぞれ附則第9項及び第10項として、項番号の繰り上げを行うものであります。

附則第14項は、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定でございますが、条約と実施特例法の改正により、同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、本項において引用している条約適用配当等に係る配当所得について、その内容に変更が生じたため、規定の整備を行うものであります。

また、前項と同様に第11項として、項番号の繰り上げの改正もあわせて行うものであります。

附則第15項は、前項と同様に12項として、項番号の繰り上げを行うものであります。

附則第16項は、国民健康保険税の課税に係る東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する規定でございますが、譲渡期限の延長についての計算細目の定めを削るための廃止であります。

議案書16ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例の施行日を平成29年1月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎委員。

●室崎議員 税条例というのは非常に難しく、なかなか聞いていてもよくわからないのです。

それで簡単などころでお聞きしますが、この税条例の改正によって影響を受ける人、それは町民の中でどのぐらいの人数がいて、総額でどのぐらいの影響があるのか、一応想定でももちろん結構ですが、教えていただきたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 影響を受ける人数でございますけれども、まずこの所得を持っている人数でございますけれども、全町で15名程度でございます。それで、データとしてそれぞれ今回も書いてありました項目にデータとして分かれておりませんで、ちょっと再計算がちょっと今できない状況でございます。それで、対象人数が全町で15名ほどということのみのお答えとなってしまうことをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）



- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第11、議案第99号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第99号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

政府は、平成25年10月1日、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第18条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第19条の規定に基づき、消費税率を平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることを閣議決定いたしました。

その後、10月16日、北海道を通じ総務省より各地方公共団体におかれましても、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに向け適切に対処されるよう、地方自治法第245条の4に基づく通知があったところであります。

町といたしましても、国の通知に基づくとともに、町民への周知期間など諸般の事情を勘案し、使用料等に転嫁している消費税率を引き上げる条例案を今般、提出するものであります。

なお現在、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正要旨について、総務省が関係省庁と検討を進めており、方針が決まり次第通知されることになっております。その時点で、町の関連する手数料の改定について検討する予定であることを申し添えます。

このたびの改正案の基本的な考え方を申し上げます。

一つは、現行の5%の消費税分を含む料金を改正案は8%に置きかえた料金とすること。二つ目は、1回当たりの単位を用いているものは、現行と同様に10円未満を切り捨てた料金とすること、三つ目は現行と同様に時間、量、延長、距離、面積などを単位とするものは小数点第2位までの表示とすること。四つ目は、平成29年3月31日までは税抜き価格のみを表示できる総額表示の特例が設けられておりますが、現行と同様の総額

表示とすること、五つ目は改定に伴い便乗値上げとならないよう、消費税率の引き上げ分のみの改正とすることです。

次に、条例の改正手法につきましては、改正理由と改正内容がほぼ同じであることから、各使用料等を規定しております25件の条例を各条ごとに改正案を規定し、一括の条例案として提出する手法を用いております。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第99号説明資料①厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

新旧対照表をごらんください。左側が消費税率5%を含んだ現行の金額、右側が消費税率8%を含んだ改正案の金額、下線を引いた箇所が今回の改正しようとする部分であります。

まず初めに、1ページから2ページにわたり、第1条は厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部改正であります。

光栄地区コミュニティセンターと上尾幌地区コミュニティセンターの別表第1が施設使用料、別表第2が電気、暖房使用料、別表第3が葬祭使用料についての改正案であります。

別表第1と別表第2は、1時間当たりの額ですので、小数点第2位までの円、金額で表示しており、それに基づいた算出後の10円未満の端数を切り捨てた金額が使用料となります。

一方、別表第3は、1回当たりの額であることから10円未満の端数を切り捨てた額を表示しております。それぞれ記載のと通りの改正案となっており、項目ごとの説明を省略させていただきます。

以下、同様の説明とさせていただきます。

次に、3ページ、第2条は厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

厚岸情報ネットワークの告知情報端末を使用した場合の基本料と加算料について、記載のと通りの改正案であります。

次に、3ページから8ページにわたり、第3条は厚岸町地区集会場条例の一部改正であります。

第1表が町内の14の地区集会場ごとの各室の施設使用料、別表2が電気、暖房使用料、別表3が葬祭使用料の改正案であります。

次に、8ページから9ページの第4条は、厚岸町生活館条例の一部改正。9ページから10ページの第5条は、厚岸町生活改善センター条例の一部改正であります。それぞれ記載のとおり、第3条と同様の改正内容であります。

次に、10ページから11ページにわたり、第6条は厚岸町がん予防保険事業条例の一部改正及び第7条は厚岸町予防接種費用徴収条例の一部改正であります。がん検診に要する費用の一部負担額及びインフルエンザ予防接種に要する費用の一部負担額の改正であります。

次に、11ページから12ページにわたり、第8条は、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。

(1)は、多量の廃棄物の処理手数料の額、(2)は一般廃棄物処理手数料の額、(3)

は持ち込み廃棄物処理手数料の額、(4)はし尿処理手数料の額の改正であります。

次に、12ページ、第9条は厚岸町墓地及び霊園条例の一部改正であります。霊園の管理料の改正であります。

次に、13ページ、第10条は別寒辺牛湿原自然観察施設条例の一部改正であります。カヌー駅及び別寒辺牛湿原広場の占用及び行為等の使用料の改正であります。

単位欄で、1日につきと定めている項目で、金額欄が一月未満について消費税率を乗じた金額とし、非課税となる一月以上については消費税率を乗じない金額としております。

次に、14ページ、第11条は厚岸町木工センター条例の一部改正であります。木工センターの各室の施設使用料、電気、暖房使用料の改正であります。

次に、15ページから18ページにわたり、第12条は厚岸町農業農村活性化施設条例の一部改正であります。

尾幌酪農ふれあい広場、上尾幌ふれあい体験農園の施設使用料、電気、暖房使用料、附属設備、備品使用料、占用及び行為等の使用料、葬祭手数料の改正であります。

次に、18ページ、第13条は厚岸町若齢牛育成センター条例の一部改正であります。若齢牛育成センターの利用料の改正であります。

次に、18ページから19ページにわたり、第14条は厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。町営牧場の使用料と手数料の改正であります。

次に、19ページから20ページの第15条は、厚岸町漁村環境改善総合センター条例の一部改正、20ページから22ページの第16条は、厚岸町床潭地区漁村センター条例の一部改正であります。それぞれ施設使用料、電気、暖房使用料、葬祭使用料の改正であります。

次に、22ページ、第17条は、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の一部改正であります。厚岸味覚ターミナル・コンキリエの施設利用料、電気、暖房利用料の改正であります。

次に、23ページから28ページにわたり、第18条は厚岸町普通河川管理条例の一部改正であります。町が管理する普通河川の流水占用料及び土砂の採取量、その他河川産出物採取料の改正であります。

次に、28ページから30ページにわたり、第19条は、厚岸町都市公園条例の一部改正であります。公園を占用する場合及び行商などの行為をする場合の使用料、パークゴルフ場の使用料の改正であります。

次に、30ページから32ページにわたり、第20条は厚岸町公園条例の一部改正であります。都市公園以外の公園について、占用及び行為等の使用料の改正であります。

次に、32ページから34ページにわたり、第21条は厚岸町公民館条例の一部改正であります。太田地区公民館と各分館の施設使用料、電気、暖房使用料、葬祭使用料の改正であります。

次に、34ページから35ページにわたり、第22条は厚岸町海事記念館条例の一部改正であります。海事記念館の入館料の改正であります。

次に、35ページから36ページの第23条は厚岸町B & G海洋センター条例の一部改正、36ページから37ページの第24条は、厚岸町温水プール条例の一部改正、37ページから38ページの第25条は厚岸町勤労者体育センター条例の一部改正であります。それぞれB & G海

洋センター、温水プール、勤労者体育センターの施設使用料の改正であります。

議案書33ページをお開きください。

附則であります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

議案第99号説明資料2をごらんください。

平成24年度決算をベースとして、今回の改正案による歳入の増額見込み額を試算したものであります。各改正条番ごとに右側に増額見込み額を記しております。総額では、679万9,270円となるものであります。

一方、平成24年度決算をベースとした各歳入を特定財源として充当する各事務事業ごとの消費税率アップ分の歳出における影響額は約1,418万円と試算しており、参考に付していただきたいと存じます。

以上で、議案第99号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、第4回定例会にこの議案として第99号上程されたのですけれども、管内の町村の中でどこまで上程、12月定例会に間に合わせたかどうかわからないのですけれども、厚岸町は12月定例会にきちっと消費税率のこの関係について上程されたということは、職員の皆さん、理事者の皆さん、それぞれ12月の年末に控えて上程されたということは、4月からに向けての体制づくりには町民に早く知らせるという意味では、私は敬意を表するものでございます。

今後、やはり町民のためにしっかりと遅延なく国の動きに、動向に合わせた上程にいろいろなものに対応できる体制づくりというものをこれからも頑張りたいと存じます。

その上でお尋ねをさせていただきます。まず、大変、わかりやすい資料をいただきました。平成24年度決算対比で例えば実施をした場合、3%アップになった場合の一般会計での差額がふえる分というのですか、歳入の見込み額というのは715万3,170円と、こういう資料だと認識をさせていただきましたし、先ほどちょっと聞き漏らしたのですけれども、そうしましたら歳出の関係では1,000何ぼと言ったのですけれども、言われたのですけれども、その歳入、この700万に対して1,000何ぼだなど、歳出の関係がという理解がいいのかどうか、その金額をもう1回、聞き漏らしたものですからこの数字をお願いしたいなど。

それから、例えば今回の3%上がるよと仮定した場合に、町民の皆さんに税収上どんな影響があるのかなど、影響があるのかなどということは町民の皆さんに3%が実際、町税として見た場合、余り大きな影響がないのかどうか、町の税収として今まで税収状況も含めて金額も含めて、いろいろ厚岸町として試算をされたと思うのです。そこまでしているかどうかわからないのですけれども、実質、その徴収率が下がってくるとか、税収が上がるとか、そういうものというのはどう捉えているのかなということをお聞きさせていただきますし、それから今回の導入によりまして町民の皆さんにとってどんな影

響があるのかなと、私自身、余りよくつかみ切れないものですから、消費税が上がるとどんな町民に対して影響があるのかなと捉えているのかなという部分がもしわかりましたら。

それから、厚岸町として交付税関係、先ほど全体にかかる歳出の関係で影響があると聞いたのですけれども、町として交付税関係、これらが当然、消費税3%上がることによって当然、厚岸町もその交付税関係に影響が、厚岸が受け入れる税金、これがどうなってくるのかについてもお答えをいただきたいと思います。

まずはここまでお願いします。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 説明資料②の、こちらは今回の改正によって一般会計ベースで24年度の決算をもとにして試算した3%分引き上げに伴う歳入の増額見込額であります。この部分がトータルで右下に一般会計合計715万3,170円と試算しております。

説明の最後で申し上げたのは、この資料には書いてございませんが、この歳入を充当している予算書の事務事業ですね、一番小さい単位ですけれども、その歳出ベースをもとにして町が今度はその執行するに当たって物を買ったり何かして納める、その消費税額がアップになります。その部分の影響額として申し上げた数字が約1,418万円……失礼いたしました、今は議案第99号ですので失礼いたしました。右下は一般会計全額になっております。よろしいですか、その答弁ということで、一般会計で（発言する者あり）はい、わかりました。

説明は、先ほどはこの99号の額で申し上げましたが、一般会計全体ではこの後に100号と101号もありますが、一般会計ベースでは715万3,170円になりますということです。

それで、その充当するに当たっての歳出で今度町がその執行するに当たって、今度は税金アップした分を業者等にお支払いすることになります。その金額の影響額としては1,418万円、これは約でありますけれども試算しているということでもあります。失礼いたしました、今度はまた一般会計ベースですので失礼いたしました、約1,460万円となっております。1,460万円になるという試算をしているところであります。

それで次に、町の税収上の影響というふうにおっしゃられたと思いますが、これについてはいろいろな取り引きの中で出てくるものでありますので、それが直接、業者さん等の売り上げに結びつく部分と、それから相殺されてしまうというのですか、そういった面もありますから、直接その町税の収入にどのくらい影響があるかというのは、大変、試算的には難しいということで、そこまでは現在しておりません。

それと、町民への影響ということでございますが、この部分につきましては現在、町の収入増として見込んでいる部分は逆にいうと町民が負担するという額になりますので、これは町の収入に置きかえた部分ということになります。ということでご理解いただきたいと思います。

それから、最後に交付税の影響なんですけど、今回の3%分の引き上げ分は国のほうでは全て社会保障費に財源を回すということで伝えられております。ですから、その部分が直接交付税の交付額の増には結びつかないというふうに捉えたほうがいいのではない

かというふうに伝わってきております。

それと、需要額としては歳出にいわゆる町は、実は先ほど事務事業別な充当で申し上げましたが、町の一般会計から病院会計まで全て、全ての会計をトータルでこの3%の引き上げによって町が消費税を負担する額がふえる額があるんですが、その額が約1億円を超えそうなんです。これを実は普通であれば、普通交付税の算定の中に盛り込んでいただくべき額ではあるのですが、現在のところ伝わってきているのは、この分はまだ入れるということを決めたわけではないというふうに伝わってきておりますので、もしかしたらこの部分は地方の負担として残ってしまう可能性もあるということでありまして、この件につきましては例年12月の本当に月末に地方財政対策が示されます。その中で、一定の方向性が出るものとは考えておりますが、最終的なその来年の7月から8月にきちんとした算定がされますが、そのあたりまでどのような状況になるかは今の段階では申し上げる状況にないということで、我々としては当然、この部分は歳出増になるわけですから、きちんとした交付税の算定に入れていただくべきものというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 差額の分の初めの数字の関係は理解いたしました。その上で何点かお尋ねさせていただくのですが、さきに聞いていないうちに聞かれたのですが、町が負担する額、1億と言われた、すごいびっくりしたのです。単純に僕の頭では700万の歳入歳出が単純計算すれば700万だから700万ぐらいなら厚岸町は何とかなるなど、こういう理解をしたんだけど、そんな数字なのかなと思ったら全体の動きの中で1億ぐらいの負担になるよと、当然、その大きな数字の入ってくるものと払っていくものに消費税のかかっている差額といたら1億になりますかね、そんな大きな数字になるのかなという疑心暗鬼なところがあるのです。

いずれにしても、厚岸町がその3%の消費税の関係で収入よりも払いの数字のほうがはるかに一般会計ですれば90億もあるわけですから、この差額の分の差というものは町がまだ国がはっきりしていないから見えないんだという理解はしているのです。

そこで、私が非常に気になったのは、いずれにしても厚岸町として平成26年度の予算づくりに向けて財源の圧縮せざるを得ないだろうと、その辺の考え方というのはどうなってくるんだろうなという疑念を思ったわけです。

どのくらいの、今、1億丸々、平成26年度の予算、町の財源は1億減りますよと、ですからそのために厚岸町としてどういうプランニングできますよと、こういうものを既に町としては立てているのではないのかなと、この辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

それから、先ほど答弁で町に入ってくるものは影響ないと言っていましたよね。私は、福祉に使われるから3%は丸々と言っているのですが、今現在の5%のうち、地方消費税分は1%、それから地方交付税分は1.18%で5%のうち2.18%、残りの分がその社会福祉に使われていると、今度の3%アップ分は若干ですが、100%ではないんですよ、地方交付税分というのも若干はありますよ、コンマの何ぼかもしれないです

けれども、この辺はやはり国では出しているはずなんです。私の聞いているのでは、聞いているのでその辺について、実際にその影響額というのは厚岸町はどう捉えているのですかということを知っているのです。今の答弁ですとゼロですよ、ゼロではないはずですよ、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず1点目の26年度予算で町の歳出における税負担額をどう予算編成で見るとかということであります。

予算編成の方針としては、いわゆる消費税分がアップした分は、町としてはお支払いしなければならないという立場であるということです。決して、今まで消費税込みで100円だったものを、消費税のアップになったからといって込み込みで100円で業者にお支払いをするということはないと、いわゆる適正な転嫁をされて請求されたものについては、それはきちんと消費税8%をつけてお支払いするという基本的な考え方として持っているということで、それについては現在、進めております予算編成の中でも各課に明らかにしているところでございます。

それから、交付税における取り扱いなんです、議員おっしゃられるとおり、確かに消費税の分の一部は交付税の原資にはなりません。ただ、そのお金は一度、国保に入った消費税が交付税を交付するための特別会計のほうに入ります。その部分については、間違いなくそのアップになった分は一旦入ると思います。

それは、そこから今度は地方に交付する額を決めるわけですけども、その段階で調整されるというふうになって、いわゆる社会保障に回る部分に使われると、ちょっと表現が足りなかったと思いますけれども、地方における社会保障の負担分というのは当然あるわけです。その部分は、やはり我々としてはふえていくのであれば、需要がふえていくのであれば、それはアップ分として見ていただきたいというのを地方の6団体等が要望しているという状況にあります。

ただ、今の段階ではそれはどういう扱いになるか決まっていないうことを先ほど申し上げたつもりなんですけれども、そういう状況ですのでご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 しっかり答弁してもらわないと、僕らなかなかおたくらみたく専門家でないわけだから、こういうことだから上がるけれども、今の答弁ですと、実質、まだ決まっていないわけだし、そっちに吸い込まれるかもしれないと、いろいろな政策の中で町が負担するものととんつくなるから、最終的には上がるものは実質的に社会保障にいくのだとかと、そういう展開ができるんですけども、やはりきちっと丁寧に教えていただかなければ、我々のレベルではなかなかその実態というのはつかめないの、今後もちっと説明をしていただきたいと思います。

それで、3回目ですので町としてやはり消費税をきちっと捉えてやってかざる、きよ

う、最終的に審議の結果によっては町民の皆さんにこうですよというものも、上がるといことは国で発表しているからあれですけども、今後、町民にどのような周知をきちっとしていくのか、その辺についての告知というのですか、決まった場合、そういう方法というものを今後、どのように町としてやっていかれるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） このたびの改正案が可決されましたら、消費税分見込んだ使用料等は来年の4月1日からの値上げになります。ですから、3カ月ほどの猶予をいただいたならば、町のあらゆる広報手段を通じて住民、町民の皆さんにお知らせしていくということを行っていくということを各課通じて確認しているところであります。

そのための期間をいただくために12月に上程させていただいたということですので、その意味を我々も受けとめて皆さんにお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 皆さんにちょっとお諮りします。

ほかにまだ、12番のほかにまだありますか。

休憩します。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第99号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 本件に関する事の本質的なところは全部、9番議員さんのほうで質問してしまったので、私はあとの本当の簡単なことだけお聞きします。

非常に精緻な99号説明資料①という表をつくっていただきまして、私のような者でも見ていてわかるものですから、大変ありがたいのですが、その中でほとんどが使用料ですよ、これ。ごく一部、手数料というのが入っているのかな、ほとんどが使用料、手数料と今、一緒に言いますけれども、そういうたぐいのもので、みんな同じような性質のものだから一括して出していると、5%が8%になった差額分が転嫁されて使用料に変わっているというので、一つの条例でできるのだというお話しがありました。

それで、表を見ていきましたら、変わっていないものが幾つかあるのです。例えば、13ページのところで、別寒辺牛湿原自然観察施設条例のところでは電柱だと、地下埋設物



だとか、公衆電話だとかというようなものに関する占用ですか、こういうものが変わっていません。ぱらぱらと見ただけですから、まだ落は相当あるかと思えますけれども、これは17ページのところでも、16から17にかけてもそういうものがあります。

全部一緒にして今、お聞きします。それから、厚岸町都市公園条例のところにも出ています。売店露店等の使用料ということになりますか、それから工作物に関してもそうです。それから、厚岸町のパークゴルフ場なんですけど、それに関してもクラブ等というようなものの使用料だけは変わっていない。

35ページでは、海事記念館なんですけど、団体のほうは変わっているけれども個人のほうは変わらない、これらについては今、変わらないところは何かの理由があって、消費税の転嫁をもともとしていないのか、していないとすればどういう理由なのか、しているものとはどういうふうに違うのか。

今回、特に8%にしたのに対して転嫁しなというのであれば、これについてお聞かせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 資料の13ページの件をおっしゃられておりましたので、その例示をさせていただきます。

ここにつきましては第10条別寒辺牛湿原自然観察施設条例でありますけれども、このカヌー駅と別寒辺牛湿原広場の占用及び行為等の使用料等の改正については、単位欄、これは1日につき定めている項目でありますけれども、金額欄が二つ項目あります。一月未満については消費税率を乗じた金額になると、これはそういった消費税の課税上の取り扱いになるということでありまして、ここは消費税率は乗じない金額になるというのは、これは消費税の課税上の取り扱いでありますので、その次にその公園等でおっしゃられた件についても、同じ理由でもってそういった課税、非課税があるので、消費税分が乗っていないということになります。

それから、パークゴルフ場と海事記念館のことをおっしゃられたと思えますけれども、いわゆる今回は前回の3%から5%の値上げのときと同じように、もとの金額に消費税率をまず掛けてみて、その金額の10円未満の円単位を切り捨てた金額を使用料の改正案として提示させていただいています。

ですから、その結果として、前回と同じ金額になった場合は今回は改正になっていないということでありまして、そういった取り扱いの中で改正になっているものと、なっていないものがあるということでございます。総体的なお話しはそういうことありますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 大体わかりました。

非課税になっているものがあるということによくわかりました。

それで、その計算で合うのかなというのが海事記念館のところで150円の団体は160円なんですね、210円の個人は変わらないですね、普通そういう計算でいったら額の小さいほうが変わらない、額の大きいほうは変わるのではないかと思うのですが、何か別の理由があるのですか。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今、税財政課長がちょっとお話しありましたけれども、個人で行きますと、もと数字は海事記念館は200円です。200円ですので、5%を掛けますと10円です、8%ですと16円という意味で、10円は切り捨てにしますので今回は変わらないと。そして、団体150円に対してはもと数字なんですからけれども、そういう感じで5%にすると7.5円ですので変わりませんけれども、8%にすると10円超えますので10円アップという形です。150円ですので、8%掛けると12円です。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 使用料手数料に関しては、やはり全然知らないで、いざ払うときになったらあれ違うのということになると愉快なものではないものですよね、いかにその消費税分で厚岸町の懐に入れるのではないですよと言っても、やはり愉快なものではない。

それで、これについてはやはり相当にきちんと周知徹底をするということが大事かと思えます。

それから、施設なんかの場合には利用料書いていますよね、使用料とか利用料とか、そういうところに一言入れておくというようなことをやることで、同じ支払うにしても、利用する方が気分よく使えるように、ひとつそのあたりのご配慮もよろしくお願ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 料金の掲示しているところは速やかに改正、それから改正があったということをわかるように周知するのが最善の方法かなと思えますので、その状況については各課でまた再確認しながら進めさせていただきたいというふうに思えます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

次、10番、谷口議員。

●谷口議員 ここに、このコミュニティセンター条例というふうになっているのですが、指定管理者で宮園鉄北だとか山の手のコミセンにお願いをしていると、ここの場合の使用料は指定管理者が決めるということになっているのでしょうか。そして、その場合、今回この3%上がるわけですからけれども、そのとき、先ほど税財政課長がおっしゃって

ましたけれども、便乗値上げは厚岸町はしないというふうに言うておられましたけれども、今回こういうことが起きた場合にはどうするのか、ちょっとお聞きしたい。

それから、これで町の施設、あらゆる施設を網羅したことになるのでしょうか、例えば斎場なんかになっていないような気がするのですけれども、そのほかにまだ何かあるのでしょうか。ぱっと浮かんだのはその程度なんですけど、

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず、集会施設の関係で指定管理者にお願いしております山の手会館やまびこと宮園鉄北地区集会場の使用料の関係でございまして、ここの2館につきましては、基礎数字を持っているのですけれども、200円、300円というふうに限度額方式をとってございます。

それで、このたびその基礎額にその3%上乘せした形で積算しているのですけれども、限度額に及ばないということで料金は今までと同じという扱いで、このたび値上げのほうには上がってきておりません。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 指定管理者の関係で、若齢牛育成センターという施設を太田農協のほうに指定管理していただいております。

これの料金につきましては、同様に牧場と同様に525円から540円に上げさせていただく措置をとらせていただいております。この中で農協さんのほうで料金を決めていくという形になっております。

それと、産業振興課に所管する部分では、この条例ではなくて規則で定めておりますきのこの菌床センターの菌床代金、それからカキの種苗センターのカキの稚貝の料金、それと餌料藻類の料金、それらが売り払い収入として収入しておりますけれども、これにつきましても同様に5%から8%に措置をする手続きをとるようにして、そういう考え方があります。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまの斎場に関しての消費税の取り扱いについてのご質問がございましたけれども、消費税法の別表第1に非課税項目等が規定されております。

通常、斎場等の使用料につきましては大人1万2,000円ということになりますが、これにつきましては火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供につきましては、非課税項目ということになっておりまして、課税の対象にはなっていないということでございまして、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 わかりましたけれども、ただ、今、産業振興課長のほうで規則でやっているものだから、そういう場合はやはり議案を出す場合には、一緒に出すべきではないのかなというふうに思うのです。

ですから、あと何か落ちているというか、実際は規則でこういうふうになりますよというものが各課にないのか、これ以上のものはね、きょうの審議ではいいですけども、そのものがあるのであれば我々にあした以降でもよろしいですから示していただきたいなど、こういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） このたびの条例改正は提案させていただきましたが、規則で同じような取り扱いになるものはまとめた上で皆さんにお示しさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。  
ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 5 時 08 分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月 5 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員